

# 1851年蜂起と農村民衆の「政治」 —バス＝プロヴァンス地方ヴァール県の事例を中心に—

工藤 光一

## 目次

はじめに—1851年蜂起、その記憶と解釈

第1章 ヴァール県における1851年蜂起の展開

第2章 山岳派秘密結社と1851年蜂起の「組織性」

第3章 1851年蜂起の意識形態

結びにかえて—「政治化」と呼ぶべきか

## はじめに—1851年蜂起、その記憶と解釈

1851年12月2日のルイ＝ナポレオン・ボナパルトのクーデタ直後に、フランスの中・南部農村地帯を中心に大規模な蜂起が発生した。この蜂起には発生直後から異なる立場からのイデオロギー的な解釈が与えられてきたが、そうしたイデオロギー的解釈から脱却して、この蜂起が本格的な研究と議論の対象にされるようになったのは、蜂起の規模の大きさにも関わらず、比較的新しいことである。1950、60年代に、フランス近代史の領域では、1848年前後の地方農村の状況に「社会的危機」が明確に顕現していると見たエルネスト・ラブルース門下の歴史家たちを中心に、第二共和政期の農村史に大きな注目が寄せられるようになった。こうした動向のなか、さらに大戦後に大きく展開した民衆運動史研究の影響も相俟って、1851年蜂起を1848

年革命以来の一連の政治過程のいわば帰結として重視する研究が現れるようになり、1970年代に至ると、19世紀フランス最大の農村の武装運動として、この蜂起の規模の大きさが再認識されるとともに、フランス近代史のなかでこの蜂起の持つ意味が積極的に問われるようになった。

こうした1851年蜂起への関心の高まりはまた、それまで主に都市とくにパリに視座を据えて考察・構築されてきた1848年革命論や第二共和政政像に対して、農村に視座を移してそれらを捉え直そうとする姿勢に基づくものでもあった。この時期の農民層については、近代化に取り残された存在と見てその「後進性」を、あるいはルイ＝ナポレオンの独裁権力の主要基盤となつたがゆえにその「保守性」を自明視する強い傾向が、農村に視座を据えた本格的な研究の展開を立ち遅らせてきたように思われる。だが、第二共和政下では、フランス中・南部を中心に広範な農村地域に左翼政治勢力が浸透したという事実があり、それまで十分に顧みられることのなかったこの事実への関心が1950年代以降高まって、第二共和政期の農村史研究を推進するひとつの原動力となった。1851年蜂起は、第二共和政下における農村への急進的政治勢力

の浸透の過程と深く関わる事件として注目され、研究の進展へとつながっていった。そして議論は深化し、この蜂起の性格をどう捉えるかという問題は、19世紀フランスにおける「農村民衆の政治化」をめぐる議論の一つのポイントとなるに至っている（小田中, 1988）。

ところで、1851年蜂起がその発生地域の人びとの心に残した刻印の深さを窺わせる興味深い調査報告があるので、紹介しておきたい。1978年から82年にかけて、ピエール・ゴーダンとクレール・ルヴェルションというプロヴァンス大学南フランス社会史センターに所属する2人の研究者が、南東フランスのドローム県で、1851年蜂起の集合的記憶について聞き取り調査を行なったのである。ドローム県は大規模な蜂起が生じた県の一つであり、蜂起民と軍隊との衝突が起こった町クレストには、1910年に建てられた、蜂起民の栄光を称える記念碑も存在しているが、この県の住民の歴史意識においては、第二共和政の誕生した1848年よりも蜂起の起きた1851年の方が、共和政の歴史のなかでは重要な意味を持つ年として認識されていると2人の調査報告は伝えている。調査では、インフォーマントの大半は、1851年を第二帝政やレイ＝ナポレオンのクーデタとの関連で話し、帝政への抵抗の表現として語る一方、第二共和政や1848年の革命には言及しなかったという。そして、自由の木の植樹という実際には1848年の出来事も1851年のこととして語られ、アカデミズム

に身を置く者なら「48年の共和国」という言い方をするであろうところが、彼らにあっては「51年の共和国」と表現される。まさしく「1851年の武装決起が〔第二共和政に関する〕記憶を結晶化している」のである。さらに、インフォーマントたちの歴史意識のうちでは、1851年の事件が第三共和政の政治生活へとつながる共和主義的伝統の淵源としての意味を担い、この年が「共和政の新時代の起源」を画する、いわば「創建の年 *date fondatrice*」と呼ぶべき位置を占めていると調査は伝えている（Gaudin / Reverchon, 1986）<sup>1</sup>。

ドローム県では、1851年に郷土で起きた蜂起は、父祖の成した「歴史的偉業」として、事件から130年後もなお人びとに記憶されていたのである。集合的記憶は人為的に創出される場合もあり、この調査結果が明らかにした集合的記憶についても、蜂起に明確な共和主義的意味付けがなされているのを見ると、おそらく第三共和政期に公教育や様々な共和主義的媒体を通して刷り込まれた側面もあったのではないかということを考慮に入れる必要がある。とはいえ、ひとまずここで注目しておきたいのは、蜂起の集合的記憶が、この地方の人びとのうちに、1848年ではなく1851年こそをフランス共和政の歴史上決定的に重要な意味を持つ年と見る歴史観

<sup>1</sup> この調査はまた、第二次世界大戦中の対独レジスタンス組織「マキ」の参加者たちが、自らを「51年（1851年）の後継者」である「44年（1944年）の蜂起民」と位置付けていたことも明らかにしている。

を生んだという点であり、ここにこの事件がその発生地域の人びとの心性に刻み込んだ刻印の深さが垣間見られよう。ここで紹介した調査は一県のみについてのものだが、同様のことを広範囲に及んだ蜂起地域全体について可能性として考慮するならば、フランス近代史上でのこの蜂起の重要性が改めて際立ったものとして認識される。1848年革命や第二共和政の意味を考えるという問題においても、「48年革命の意味を単にパリの事件としてではなく、フランス全国民の問題として」考えようとするのならば、1851年蜂起を無視できないのは無論のこと、「48年革命の意味は2月の動乱や6月蜂起よりもむしろ51年12月の反乱によって測られるべきものであろう」という主張も（西川, 1985, pp.3-8）、あながち誇張とは思われない。

さて、1970年代に本格的な研究と議論が開始されるまで、アカデミックな歴史研究からは「忘れられた農民反乱」であったこの事件の「復権」（西川, 1984）<sup>2</sup>にもっとも大きな貢献をした歴史研究者としては、フィリップ・ヴィジエ、モーリス・アギュロン、テッド・W・マーガダントらの名があげられる。彼らの研究についてはすでに日本での紹介もあるので（小田中, 1988; 西川, 1984, 1985）、ここでは本稿の議論に関わる限りでの簡略な整理にとどめよう。

ヴィジエの研究は、70年代以降本格化する研究や議論の先駆として位置付け得るものである。1963年に公刊された博士論文『第二共和政期のアルプス地方』のなかで、ヴィジエは、第二帝政期以来ボナパルト派や共和派などのそれぞれイデオロギー的な立場から一面的に解釈されてきた1851年蜂起に、ニュアンスに富んだ解釈を与えた。ヴィジエによれば、この地方の蜂起の主要な参加者は、小農民層および村や町の手工業者・小商人だが、山岳派（急進共和派と社会主義的諸派の集合）の濃密なプロパガンダの影響を受けた彼らが、ローカルな山岳派の指導者に率いられて蜂起したのであり、蜂起運動の展開には、山岳派の秘密結社の地域的な組織網が大きな役割を果たした。この運動において、蜂起の指導者たちは、山岳派が1852年の総選挙に勝利することで樹立を目指していた「民主的・社会的共和国」の夢がクーデタによって葬り去られることを防ぐために、共和政という政体そのものを守ろうとしたのであるが、クーデタへの抵抗が県庁などの地域権力の奪取というかたちで成功を収めると、この「民主的・社会的共和国」の地域レヴェルでの即座の実現という革命的な様相を呈するに至った。こうした意味では、蜂起は「まず何よりも政治的運動」であったが、「民主的・社会的共和国」とは、「社会改革と民衆の要求に大きな地位を与える体制」つまりは「民衆の共和国」として、社会改革への期待を民衆のうちに掻き立てるものであったか

<sup>2</sup> 「忘れられていた」のはあくまでアカデミックな歴史研究の場においてであって、専門的な歴史研究者の手によらない、地方レヴェルでの1851年蜂起の叙述は、19世紀後半以来多数出版されている。これらの書物も地域の記憶をかたちづくるのに貢献した。

ら、蜂起は同時にまた社会的運動でもあったことをヴィジエは示唆した (Vigier, 1963, t.2, pp.319-337) <sup>3</sup>。

アギュロンもまた蜂起の一面的な解釈を乗り越えようとした。アギュロンは、19世紀以来のイデオロギー色の濃い二つの蜂起解釈、すなわち「ジャックリー」説（貧者の富者に対する社会的怨恨の噴出）と「法の擁護のための闘争」説（憲法の侵害行為であるクーデタに対する憲法と共和政の擁護）の双方に距離を取り、両説の批判的統合を図りつつ (Agulhon, 1974)、バス＝プロヴァンス地方ヴァール県の蜂起についての分析 (Agulhon, 1970; Id., nouvelle éd., 1979) を経たのち、第二共和政についての概説書 (Agulhon, 1973)において、1851年蜂起の全体像を要約的に提示しようとした。1973年に刊行されたこの概説書は、フランス第二共和政の歴史過程の全体的視野のうちにこの蜂起を位置付け、その重要性を積極的に示そうとした最初の試みであろうとの指摘 (西川, 1984, pp.398-399) におそらく間違いないが、彼の蜂起解釈は、基本的にはヴィジエのそれを継承したものであるように思われる。また、ヴィジエは、蜂起に対して批判的ないし消極的であったローカルな共和派ブルジョワと彼らの統制を超えて展開する民衆運動との緊張関係をすでに指摘してい

たが、アギュロンは、この点でもヴィジエの指摘を継承し、さらに発展させている。アギュロンによれば、蜂起を通じて民衆が実現させることを望んだ新たな「共和国」は、山岳派が1852年に選挙を通じて実現させようとしていた「民主的・社会的共和国」と重なり合うものであり、クーデタへの抵抗運動の参加者のうちには、最終的な目標をめぐっての相違はない。しかし、「一般的な理念 *idée générale*」は運動参加者に共通していても、最終的な目標実現までの期間や、目標実現のための闘争形態については、やがて山岳派に勝利をもたらすはずの自由な投票さえ回復するに至ればよいとする合法主義的な態度をとる共和派の名望家や一部の活動家たちと、徴税事務所を襲撃するなど目標の即座の実現を求めて実力行動に出た一般民衆との間に不一致が見られた。すなわちアギュロンは、1851年の蜂起運動のうちに緊張関係にある「二つの文化水準の存在」を見出したのである (Agulhon, nouvelle éd., 1979, pp.465-467; Id., 1973, pp.195-197)。

1979年に刊行された、1851年蜂起それ自体が主題のマーガダントの著書『反乱するフランス農民—1851年蜂起』は、今日に至るまで、この蜂起運動についてのもっとも包括的にして綿密な研究書と言える。三百数十ページに及ぶこの著書の論点は多岐にわたるが、マーガダントの研究の大きな特色の一つは、山岳派を中心とする地下組織が蜂起において果たした役割に

<sup>3</sup> 1851年蜂起は「政治的運動か、社会的運動か」と確かにヴィジエは問題を立てているが、ヴィジエは政治的運動だと結論しているとする小田中の見方 (小田中, 1988, p.55) には疑問を呈したい。ヴィジエの意図はむしろ、この蜂起が両方の性格を併せ持っていたことを示唆するところにあったと筆者は考える。

注目し、こうした地下組織の組織構造や組織参加者の行動様式の解明に大いに力を注いでいる点に求め得る。1851年の蜂起運動の理解において「組織化」の過程に注目するマーガダントの研究のあり方には、チャールズ・ティリーの「集合暴力」論からの影響が指摘できる<sup>4</sup>。しかしながらマーガダントは、この蜂起における秘密結社のイニシアティヴを重視しながらも、蜂起運動の全局面に秘密結社による組織化が及んでいたのではなく、地下組織に包摶されずに共同体的連帯に基づいて行動しようとする農村民衆の運動という側面も見られることを指摘している。つまりマーガダントによれば、1851年蜂起は、クーデタへの抵抗のイニシアティヴを取った地下組織による組織的運動と、共同体的連帯に支えられた民衆運動との結合として理解すべきものである。こうした観点から、マーガダントは、ティリーに依拠しつつ、1851年蜂起を近代フランスの「集合暴力」の歴史における過渡的現象として、すなわち、共同体を基盤とし共同体的な諸権利や慣習の侵害に防衛的に反応する「反作用的 reactive」な集合行動から、自発的結社を基盤とし国家権力の奪取を志向する「作用的 proactive」な集合行動への移行の過渡的現象と

<sup>4</sup> 近代社会成立期における「集合暴力」の発生パターンを捉えようとしたティリーの仮説によれば、都市化・工業化といった近代社会の構造変動がもたらす経済的情報条件は、直接的には「集合暴力」に結びつかなかった。経済的情報条件は、二義的な重要性しか持たなかつたのであって、「集合暴力」を生み出す直接的な条件を形成したのは、「組織化」、すなわち連帯の再編の過程であるという(Tilly, 1972; Tilly et al., 1975)。なお、西川長夫は、比較的詳しくマーガダントの研究を紹介しているが(西川, 1984)、そもそもマーガダントに1851年蜂起の研究を勧めたティリーからの影響については触れていない。

して位置付けるという歴史社会学的解釈を示している(Margadant, 1979, pp.231-232)。

以上の諸研究は、1851年蜂起のうちに農村民衆のアルカイックな意識と行動形態が現出していることを見逃してはいないが、山岳派あるいは民主=社会主義派と称した左翼政治勢力が掲げる政治的理想的農村民衆への浸透を重視し、農村民衆の蜂起行動に政治性を認めるものであった<sup>5</sup>。これに対して、アルペール・ソブル、イヴ=マリー・ベルセ、ロジャー・プライス、ユージン・ウェーバーらは、1851年に蜂起した農村民衆の共和主義的「政治化」やその行動の政治性を過大に評価すべきではないとして、この蜂起については、むしろ伝統的な農民一揆との連続性を強調し、ある意味では、イデオロギー性を払拭した「ジャックリー」説の再構築とでも言うべき方向性を示した(Soboul, 1948; Bercé, 1974; Price, 1972; Weber, 1976, 1980, 1982)。とくにウェーバーは、第二共和政期の農村民衆の「政治化」を否定し、農民的な習俗や心性は、全国的市場の形成された第三共和政前半期(1870-1914年)の時代に至るまで、ナショナルな政治闘争には適応し得なかったと主張して、19世紀フランスの農村民衆の「政治化」の時期、さらには「政治化」の内容をめぐる論争を引き

<sup>5</sup> 以上の諸研究の以後刊行されたピーター・マクフィーの著書(McPhee, 1992)は、1851年蜂起とその彈圧に一章を割いているが、新しい史料の提示はなく、農村における「政治動員」の過程を重視して、1851年蜂起については、「この農村反乱の究極的な目的は、1852年に予期された急進的な革命的とすら言える一社会変革を押しつけようとする絶望的な試みであった」(p.242)と捉えており、基本的には、ヴィジエ、アギロン、マーガダントの系譜に連なると考えられる。

起こした（この論争については、小田中, 1988; McPhee, 1992, pp.261-263; Pécout, 1994, pp.95-96 を参照）。

さらにはまた、農村民衆への左翼的あるいは共和主義的政治の浸透と関連付けて 1851 年蜂起を説明してきた諸研究は、蜂起した民衆のルイ＝ナポレオンに対する感情の問題については十分な考察を怠ってきたという批判も呈されている。地域によっては、多くの村々で民衆が「ナポレオンの名において」蜂起したと伝える県知事の報告や、ルイ＝ナポレオンが民衆に助勢を求める進軍を要請したのだと、裏切られた彼が共和国を守るために民衆に呼びかけたのだと信じていた蜂起民の事例も見出されているからである（Ménager, 1988, p.112）。西川長夫は、「51 年 12 月の反乱の性格は共和主義的なものであるのか、それともボナパルティスト的なものであるのかという、最も基本的な点さえあいまいなままに残されている」とも述べている（西川, 1985, p.320）。

だが、西川自身もそう示唆していると思われるが、蜂起の性格を全体として「共和主義的か、ボナパルティスト的か」と二者択一的に問うべきではない。ベルナール・メナジェが言うように、「ブルゴーニュやドーフィネのように、ナポレオン伝説が浸透した諸地方と、1815 年に帝政に敵対的で、法の概念によりこだわりを持つ地中海周辺の諸地方とでは、同じ政治文化を持つわけではない」（Ménager, 1988, p.112）とすれば、

1851 年蜂起の性格も地域によって異なり得る。また同一地域内できえ、蜂起への参加の動機が一様であったとは限らない。さらには、共和主義とボナパルティズムという、ナショナルな政治の議論の場では対立し合う二つの政治的理念が、ルイ＝ナポレオンが共和国を守ると信じた上記の事例に窺えるように、農村民衆の意識のうちでは、場合によっては矛盾なく結合していたということも考えられよう。農村民衆の政治文化を的確に捉えようとするのなら、われわれがパリの議会人や言論人の思想と行動に張り付けている政治的レッテルを、安易に地方農村の民衆に適用することは慎まなくてはならない。

複雑な複合的様相を呈している 1851 年蜂起の性格の解明はなお道半ばと言わざるを得ないだろうが、この蜂起の性格を明らかにすることは、普通選挙制の導入によって「民衆の政治参加をぬきには統治できないという現代社会の大衆民主主義の基礎」（木下, 1995, p.88）をフランスに創ったとされる第二共和政の政治過程が地方農村において持ち得た意味についての考察、あるいはそうした第二共和政治下での農村民衆にとって「政治」とは果たして何であったかについての考察に益するところ大であると考える。本稿の目的も、1851 年蜂起の性格の分析を通してこうした考察に寄与することに他ならないが、その考察を進めるためにここで主要な課題として設定したいのは、以下の 2 点である。一つは、蜂起においてイニシアティヴを取ったとされる

地下組織の構造と蜂起の「組織性」の再検討である。この地下組織の構造や組織参加者間の関係については、それらに含まれていた矛盾や緊張がこれまでの研究では考慮されてこなかった。地下組織の矛盾内包的な性格に着目しつつ、蜂起におけるこの組織の役割を再検討する必要がある。もう一つは、蜂起のうちで交錯していた様々な論理や動機の解明である。とくに蜂起した農村民衆の意識について探究を進めねばならない。これまで「農村民衆の政治」を対象とした研究のほとんどが、都市で生み出された政治イデオロギーが農村民衆へと伝播・普及してゆく過程に関心を向け、結果的には農村民衆をイデオロギーによって型にはめ込まれてゆく受動的存在としてのみ描出してしまったという批判が呈されており、農村民衆による政治イデオロギーの受容の仕方、再解釈の仕方の解明に取り組むべきことが求められている<sup>6</sup>。本書でも、蜂起した農村民衆におけるイデオロギーや政治的メッセージの受容形態の分析に努め、その分析を通じて農村民衆の「政治」について再考を試みたい。

以上の課題に取り組むに当たって、広範な蜂起地域全体を対象とすることは筆者1人の力量をはるかに超えることであり、また蜂起の全体像の再構築にはなお地道な地域研究の蓄積が

必要と考えるので、ここでは対象地域を限定することにしたい。本稿において具体的な分析の俎上に載せるのは、全国でも最大級の蜂起であった、南東フランスのバス＝プロヴァンス地方に属するヴァール県における事例である。同県の蜂起については、先にも触れたように、すでにアギュロンの研究があるが、彼の研究は、ここで主要な考察対象の一つとする山岳派の地下組織にはほとんど眼を向けていない。さらに、ヴァール県のうちでもとくに同県北西部のブリニョル郡に注目してみたい。このさらなる地域的な限定は、同県の蜂起に関する一次史料のあまりの膨大さにより余儀なくされたものもあるが、より積極的な理由としては、同郡が全県で唯一郡役場所在地が蜂起側によって掌握された地域でありながら、アギュロンの研究ではその間の事情がまったく明らかにされていないこと、そして何よりも、この地域が、バ＝ラングドック地方エロー県のベジエ郡とともに、山岳派地下運動の階層制的な組織編成が全国でもっとも顕著であったとのマーガダントの指摘があることにもよる (Margadant, 1979, pp.165-166)。筆者が参照し得た史料はなお限られた地域に属するものであるにしても、そこから得られる情報を他の地域やより広域の枠組みの先行研究が明らかにしたところと比較することで、考察に広がりを持たせることができよう。筆者の用いる一次史料は、ヴァール県古文書館 (Archives départementales du Var) に所蔵されている、主と

<sup>6</sup> とくにアラン・コレバンがこうした方向性を明確に打ち出している。各所でその旨を述べているが、もっとも明快な所論が見られるのが、Corbin (2000)。コレバンの政治史への視座については、工藤 (1995) も参照。

して逮捕された蜂起民の予審における尋問記録と、同じく予審における目撃者の証言記録である<sup>7</sup>。逮捕者の尋問記録のような史料の場合、自分の罪を軽減したい蜂起参加者の思惑が働き、時にはそれが、陰謀組織や「赤」の指導者による大衆扇動を証明したい司法官の思惑との、いわば暗黙の「共犯関係」を構成している可能性も常に考慮に入れて利用する必要があるが、それでもなお、蜂起参加者の意識を探るうえでもっとも貴重な史料であることは疑い得ない。

## 第1章 ヴァール県における1851年蜂起の展開

### 1 事件の経過概略 (1) — 市町村庁の「革命」

まずはヴァール県における事件全体の経過について、アギュロンを始めとする先行の著書や論文 (Ténot, 1865; Blache, 1869; Dupont, 1881; Fournier, 1928; Letrais, 1967; Constant, 1977)<sup>8</sup>のほか、ヴァール県古文書館所蔵の手稿資料も参考しつつ概観を得よう。そして、同県における蜂起の基本的特徴と思われる諸点を押さえておき

たい(以下、事件の経過については図1<sup>9</sup>を参照)。

1851年12月2日パリで発生したクーデタの報は、首都から遠く離れた県都ドラギニヤンのヴァール県知事のもとにも電信によって同日うちに届いている。首都からの報は、議会の解散、新憲法の準備、それを承認する人民投票の実施、そして普通選挙を実質的に廃止していた1850年5月31日法の廃棄による普選の復活を告げる大統領令の発令を伝えた。「共和国大統領は国民に訴える。大統領は共和政を維持し、その運命を決定する権利を誠実に国民に委ねる」という文言を含んだ内相モルニーの名による急報が翌3日早朝ドラギニヤンの通りごとに張り出され、またこの日のうちにクーデタの報は県内の主な都市に伝わった。

蜂起運動が展開するのは翌4日からであるが、県内の主要都市では、結局大きく運動が展開せずに終わっている。県都ドラギニヤンでは、4日と5日、県庁前に非武装のデモが結集したが、これに対して、県庁職員と保守派のブルジョワたちが自ら武器を取り、家族を引き連れて県庁に籠城し、少数の軍駐屯部隊とともに防備を固めた。事態は膠着したまま何ら衝突に至ることなく、結局トゥーロンから出動した鎮圧軍が8

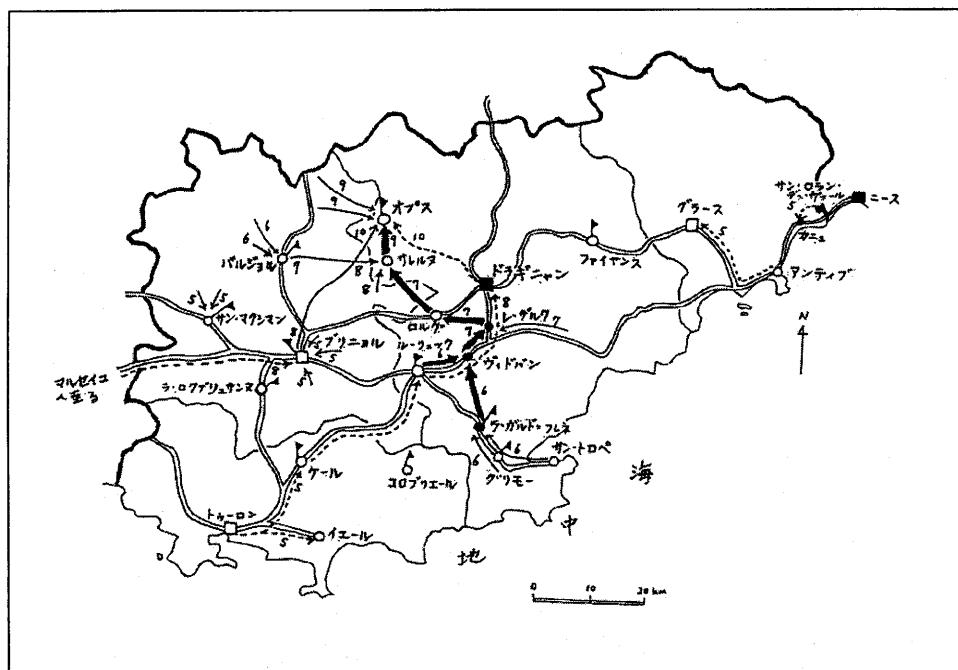
<sup>7</sup> ヴァール県に関するこうした記録は、ヴァール県古文書館の4M19-21の分類に郡ごとに整理されて保管されているが、逮捕者が約4000人ものぼったとされるだけに、きわめて膨大な量の史料群となっている。筆者が参照したのは、ブリニヨル郡闘争の史料 (4M19) のうちブリニヨル市を含むブリニヨル小郡闘争の史料である。本稿の本文ならびに注で典拠が示されていない供述や証言の記録は、すべてこのヴァール県古文書館4M19に収められているものである。

<sup>8</sup> テノ、プラシュ、デュポンの著作は、共和主義の立場から蜂起を弁護する意図で書かれたもので、研究書というよりは、ローカルな共和派指導者や活動家の動向に焦点を合わせた物語風の著述。フルニエの著作は、多少とも分析的な叙述となっているが、蜂起の性格については、前3著と同様の一般的な共和主義テーマを踏襲しており、その点で新味はない。また彼の著作は、地方で出版されながら、地方古文書館の史料を利用してていない。ルトレの論文は、小論ながら地方史料を利用して手堅くまとめてあって有益。また、コンスタンの未公刊の博士論文では、蜂起の軍事的敗北後の経過がたどられている。

<sup>9</sup> アギュロンの著作ならびに本稿の注8に掲げた諸著作と蜂起参加者の尋問記録から作成。アギュロンが作成したヴァール県の蜂起展開図 (Aguilhon, nouvelle éd., 1979, p.440) は、注8に掲げた諸著作や筆者自身が調べた手稿史料からすると、ブリニヨル郡の蜂起の動きについては、不正確ないし誤解を招く表示を含んでいる。

日同市に到着し、ドラギニヤンの騒動は幕を閉じた。海軍工廠を抱える県内最大の工業都市トゥーロンでも、4日と5日、数百名規模の非武装デモが起きたが、同市駐屯の第50連隊所属の部隊によって制圧され、共和主義者たちの逮捕

が相次いだ。県東部の都市グラースでは、ついに目立った抗議行動はまったく起こらぬうちに、5日アンティブの駐屯部隊の分遣隊が派遣され、同市を制圧した。



## 凡例

- |    |            |       |                |
|----|------------|-------|----------------|
| —  | 1848年当時の県境 | ↑     | 蜂起側が新町庁を立てた主な町 |
| —— | 郡境         | →     | 蜂起民の結集         |
| ■  | 県庁所在地      | →     | 主要蜂起軍の進路       |
| □  | 郡役場所在地     | →     | 鎮壓軍の進路         |
| ○  | 小郡役場所在地    | ===== | 主要街道           |
| ●  | 町村         |       |                |

数字は日付 ex. 5 = 12月5日

図1 ヴァール県における蜂起の展開図

トゥーロン近辺では、5日イエールで、非武装の群衆が市庁舎に押しかけ、この圧力を背景に、共和派指導者たちが市庁舎を占拠した。同じく5日、ケールでは、激しい農民の行動が見られた。農民群衆が町役場に押しかけて町長を捕らえ、また憲兵隊の兵舎を襲って武器を奪った。この町では、群衆と憲兵隊とのあいだで生じた騒動で憲兵班長が死亡し、さらには間接税や登記税の収税吏の事務所および自宅が襲撃され、群衆は帳簿を焼き、家具を破壊し、若干の略奪も行なった。群衆の行動が略奪や殺害にまで及んだ事例は、ヴァール県ではこれが唯一だが、アギュロンによれば、この事件は、1851年蜂起のなかに、「クーデタの支持者たちがヴァール県の運動全体にあまりにみだりに拡張した〈ジャックリー〉という誹謗に多少とも当てはまり得る」(Aghlhon, nouvelle éd., 1979, p.418) 要素があったことを示すものであった。いずれにしても、どちらの騒動も、トゥーロン駐屯部隊の迅速な展開で、同日夜には制圧され、これによって県南西部のトゥーロン郡は、はや全域がほぼ静穏状態に復した。

県東部グラース郡でも、5日には事態が沈静している。同郡では、唯一カニュという村で群衆が武器を手に結集したが、5日国境配置の税関吏らが組織した鎮圧隊によって解散させられた。

以上に対して、県北西部ブリニョル郡と中央部ドラギニヤン郡では、5日から10日にかけて、

運動が劇的に展開した。蜂起の口火を切ったのは、ドラギニヤン郡南西部の小都市ル・リュックで、4日同市の山岳派の活動家たちが「抵抗委員会」を組織して自主的に新市長を選出したのち、街頭に武装群衆を結集させるのに成功し、市庁舎を占拠して、新市庁の樹立を宣言した。蜂起委員会は、近隣コムюーンにこの例に倣うよう呼びかけ、同日のうちに、ラ・ガルド＝フレネ、ヴィドバンという比較的規模の大きなコムюーンで同様の蜂起が生じた。さらに、ル・リュック、ラ・ガルド＝フレネでは、翌5日にかけて、憲兵や保守派の「逮捕」が行なわれた。

5日には、ブリニョル郡、ドラギニヤン郡の広範な地域に武装蜂起が広がり、とくに前者は、翌6日までにほぼ全郡が蜂起状態に陥った。ブリニョルは、すでに触れたように、全県で唯一蜂起側の手に落ちた郡役場所在地で、その間の経緯についてはのちに見ることにするが、ブリニョルの蜂起指導者たちは、「山岳派秘密結社」の地域的な組織網を利用して、周辺農村から武装した住民たちを同市に結集させ市庁舎を奪取、「市臨時委員会」を設立するに至り、さらに武装蜂起民による役場占拠は、ブリニョル周辺の農村へと波及していく。同日、郡西部の町サン＝マクシマンでも、周辺農村の住民の同市への結集、町長の辞任という同様の事態が発生した。翌6日にも、郡北部の町バルジョルで、「赤いシャンブル」と呼ばれた民衆サークルの活動家たちが群衆を率いて町役場を占拠、「革命委員

会」を設立したが、近隣諸村もバルジョルからの呼びかけに応じて同様に蜂起した。既存の市町村庁が排除され、「蜂起委員会」「革命委員会」等の名称の新市町村庁が組織されるという「市町村革命 municipal revolutions」（マーガダントの表現）が生じたコミューン数は、マーガダントによれば、ブリニヨル郡だけで 32（全郡のコミューン数 54）、全県では 48（全県のコミューン数 200）にのぼっているが、この数は、マーガダントが全国で確認した「市町村革命」の発生コミューン数 119 のうち約 4 割を占めて、全国の諸県中断然の最上位である（Margadant, 1979, pp.30-31）<sup>10</sup>。ヴァール県における「市町村革命」の数字の大きさには、この地方の農村に特有の強力な住民自治の伝統が関係しているように思われる。バス=プロヴァンス地方の農村では、すでにアンシャン・レジーム期から、常設の村庁を備えた住民共同体の高度な組織化が進んでいた（工藤, 1988, pp.182-183）。こうした住民自治の伝統は、フランス革命以後のコミューン制度の下でも、村庁に強度の象徴的重要性を付与したであろう。村庁の掌握こそは、この地方の農村の蜂起民にとって、政治的権威の転換をもっとも顕著に表象する行為ではなかつたかと思われる。

## 2 事件の経過概略 (2) — 蜂起軍の進軍と敗北

### ヴァール県の蜂起は、6 日に新たな展開を見

<sup>10</sup> 地方史家ルトレは、既存の市町村庁が排除されたコミューン数を全県で 60 としている (Letrais, 1967, p.78)。

せ始めた。いくつかのコミューンの武装蜂起団が、県庁を奪うべく進軍を開始したのである。この新局面のイニシアティヴを取ったのは、コミューン・レヴェルでの蜂起でも他に先駆けたル・リュックとラ・ガルド=フレネの住民であった<sup>11</sup>。この日、ル・リュックとラ・ガルド=フレネの蜂起民は、「逮捕」した者たちを「捕虜」として引き連れて出発し、それぞれの蜂起団にはさらに周辺諸村の蜂起団が加わった。

これらの蜂起団は、同 6 日にヴィドバンで合流したが、ここに、マルセイユの山岳派新聞『民衆』紙の編集者カミュー・デュティユが、ブリニヨルから小隊を率いて到着した。デュティユは、マルセイユでの逮捕を逃れ、隣接するヴァール県で抵抗運動を推進しようとの意志をもって、ブリニヨルにやって来ていたのである。それぞのコミューンの蜂起団を率いていた指導者たちは、ヴァール県でも名の知られたこのジャーナリストに蜂起軍全体の指揮を委ね、デュティユは「將軍」を名乗った。

デュティユの指揮下、蜂起軍は、翌 7 日ドラギニヤン南方数キロのレ・ザルクに到着、ここでさらにドラギニヤン郡南東部諸村からの蜂起団が加わった。だが、県庁への進軍計画はここに至って頓挫を來す。県庁の防備が固いとの情報を得て、デュティユは県庁攻略を無理と判断、ドラギニヤンを避けて北上し、このときすでに

<sup>11</sup> ブラシュ、デュポンによれば、この進軍は、そもそもル・リュックの蜂起民たちが、ラ・ガルド=フレネに呼びかけたことから始まったという (Blache, 1869, pp.73-74; Dupont, 1881, p.18)。

ディーニュの県庁を奪取していた隣接するバス＝ザルプ県の蜂起軍と合流する計画に変更した。ドラギニヤンを避けた蜂起軍は進路をまず西に取ってロルグへと向かったが、ここで進軍中唯一、住民の積極的な抵抗の意思表示に遭った。この小都市では、蜂起軍迫るの報が入ると、同市の名望家たちが国民衛兵を組織し、市庁舎に立てこもった。しかし、結局一発の銃撃も交わすことなく、市庁舎になだれ込んだ蜂起軍の群衆によって、この国民衛兵は武装解除され、市庁舎には赤旗が掲げられた。ロルグの市長、治安判事らの名望家や、ドラギニヤンの正統王朝派新聞『ヴァール連合』の編集者で、のちに事件の回想録<sup>12</sup>を著すことになるイポリット・マカンらが、蜂起軍の「捕虜」とされた。

7日夜、蜂起軍はサレルヌに到着、ここでは住民の熱狂的な歓迎を受けた。翌8日、同地において、各コミューン蜂起団の指導者たちが集まり、ここで初めて蜂起軍の「参謀部 *bureau de guerre*」が設けられ、全軍の指揮の組織化が図られた。ここに至るまで、蜂起軍は全体の指揮系統をまったく欠いた、個々のコミューン部隊の寄せ集めにすぎず、こうした組織化は、蜂起以前に秘密結社などであらかじめ準備されていたのでは決してなかった (Agulhon, *nouvelle éd.*, 1979, p.441)。

蜂起軍は、県北西部の住民に援軍をよびかけていたが、8日北西部の町や村の諸蜂起団がサレルヌに到着した。翌9日蜂起軍はオプスに入る。同日さらに県北辺の諸村からの蜂起団がオプスに到着し、また8日にブリニヨルを立って北上して来た、同市やその周辺諸村の蜂起団も10日朝オプスに到着して合流した。この日までに蜂起軍に人員を提供したコミューン数は、マガダントによれば40にのぼり (Margadant, 1979, p.28)、また10日オプスの蜂起軍勢力を「捕虜」として目撃したマカンは、総勢5000-6000と見積もっている (Maquan, 1853, p.194)。

一方、この蜂起の鎮圧の主力となったのは、各地に駐屯していた正規軍の諸部隊であった。ヴァール県の蜂起には、トゥーロン、マルセイユ、アンティブの3駐屯部隊が出動している。このうち、アンティブの部隊は、すでに触れたように、グラースを威圧したにとどまり、流血の事態は引き起こしていない。マルセイユの部隊も、蜂起側との衝突には至らなかった。この部隊は、8日夜ブリニヨルに入ったが、急進派の指導者たちの率いる一団が蜂起軍に合流すべくすでに同市を立ったあとで、市内に残った穏健派の共和主義者たちは、蜂起によって成立した市臨時委員会をただちに解散し、鎮圧軍指揮官に市当局の全権を委ねてしまった。

これに対して、トゥーロン駐屯の第50連隊は、オプスで蜂起軍に追いつき、流血の惨事を引き起こすに至っている。トゥーロンには、4日、

<sup>12</sup> この回想録は、蜂起直後の1852年に90頁ほどのパンフレットとして出版されたが、翌年には、伝聞による叙述も加えて、三百数十頁に膨らませた著書として再版された。私はこの再版書の方を参照した。同書の叙述は蜂起への偏見に満ちているが、蜂起に対する保守派の心情を探るうえで貴重な文献である。

クーデタ後即座にヴァール県の新知事に任命されたパストゥローが到着し、連隊長トラヴェール大佐と協議し、周辺地域の蜂起の海のなかに孤立する県都への進軍を決定した。トゥーロンの連隊は、5日のうちに郡内をほぼ制圧し終え、すでに蜂起部隊の立ち去った街道筋のコミュニケーションを事もなく通過し、8日夜にドラギニヤンを制圧した。県都の治安が立て直されたあと、総員1200名の鎮圧軍は、10日朝、蜂起軍追討に向かった。鎮圧軍は10日昼頃オプスに到着するが、蜂起軍側は鎮圧軍の姿を見るや戦わずして恐慌に陥り、瞬く間に悲惨な潰走を始めた。そもそも蜂起軍はその武装において、農民一揆の域を超えるものではなく、デュティユが蜂起壊滅後に著した回想録<sup>13</sup>の中で、ヴィドバンに結集した際の蜂起軍の武装について、「大方の者は粗末な猟銃しか持たず、なかには古びたサーベルか、あるいはただの棒しか持っていない者もいた」(Duteil, 1852, p.26)と述べているのを見ても、近代的装備で訓練も受けた正規軍の所詮敵ではなかった。鎮圧軍は逃げる蜂起軍側に銃弾とサーベルを浴びせる。このとき蜂起軍側の死者は50とも80とも言われるが、蜂起軍壊滅後、逃亡蜂起民の追跡が繰り広げられるなかで、憲兵らに殺された者もあった。

逮捕された者は全県で約4000人にもものぼり、1852年2月に設けられた特別裁判所「混成委員

<sup>13</sup> この回想録は、蜂起敗北直後に亡命先のイタリアで出版された。貴重な史料であるこの回想録をアギュロンはまったく利用していない。

会」(県知事、検事、軍将官で構成)による裁判では、被告3147名(全国最大)中、軍法会議移送25名、カイエンヌ流刑5名、アルジェリア流刑790名、国外永久追放158名、国外一時追放163名、国内強制移住506名、軽罪裁判所移送144名、釈放689名の判決を受けた(Agulhon, nouvelle éd., 1979, p.444)。また蜂起によって生まれた各地の山岳派主導の委員会も相次いで解散させられ、51年12月末の人民投票までには保守派による市町村当局の掌握がほぼ完了した。

1851年12月4日から10日までにかけてのヴァール県の事件では、結局、トゥーロン、ドラギニヤン、グラースといった県内主要都市は比較的静穏で、群衆が行動を起こした場合でも非武装のデモにとどまり、武装蜂起には至らなかった。こうした都市の動向には、軍の駐屯部隊という抑圧装置の配置が関係しているよう。これに対して、武装蜂起民による市町村役場占拠や蜂起軍への人員提供など、住民が何らかのかたちで武器を手にするという行動形態を取ったのは、人口数千人規模の若干の小都市あるいは町と多数の村の住民であった<sup>14</sup>。したがって、ヴァール県における1851年の武装蜂起は、「都市的」というよりは「農村的」現象であったと言える。しかし、すでに見たように、武装蜂起はル・リュック、ブリニヨル、バルジヨルなど、

<sup>14</sup> マーガダントによれば、ヴァール県で住民の「武装動員」が生じたコミューン数は68で、うち郡役場所在地1、小郡役場所在地14、他のコミューン53となっている(Margadant, 1979, p.11)。「武装動員」の生じたコミューン中最大がブリニヨルで、人口約6000人である。

郡役場所在地や小郡役場所在地の小都市あるいは町でまず起こり、周辺農村を巻き込んでゆくというかたちで展開しており、これらの小都市や町は蜂起運動のいわば起動センターとしての役割を果たした。以上の諸点は、大規模な蜂起の発生した諸地方についてすでにマーガダントが明らかにしたことを、ヴァール県についても確認したにすぎないが、本稿でもまずは考察の出発点として改めて押さえておこう。ただし、本稿の照準は、蜂起の起動センターの役割を担った小都市とその周辺農村との、蜂起の過程における関係の内実を再検討することに向けられていることはあらかじめ述べておきたい。

### 3 蜂起の社会的構成と指導の問題

県レヴェルでの蜂起運動全体の社会的構成にアプローチするには、蜂起参加者を裁くために県毎に設けられた特別裁判所「混成委員会」の作成した被告人リストやその統計資料に依拠するほかはない。各県の混成委員会の報告をもとに作成された被告人の全国統計<sup>15</sup>に基づき、アギュロンは表1のように被告人の社会=職業構成を整理している。全国でも有数の規模に達したヴァール県の運動は、「民衆的」性格が、さらには「農民的」性格が強いようだ<sup>16</sup>。また手工

業者・商人層について言えば、ラ・ガルド=フレネを中心に県南部のモール山塊の農村地域で世紀前半に急速な展開をみたコルク栓製造業の製造工が首位を占めるのはヴァール県の特色だが、以下伝統的職種の従事者が続いている。

もっとも被告人の統計は蜂起参加者の構成を正確に反映しているわけでは無論ない。アギュロンが指摘するように、当時の当局者の認識では、この蜂起は「赤」や「社会主義者」の組織的・計画的陰謀であって（あるいはクーデタを正当化するために、そうでなければならず）、実際に蜂起に参加しなかった者でも、共和派の名望家や活動家には当局の厳しい追及の手が及んだ一方、彼らに「惑わされ」盲目的に行動に出たと見なされた多くの農民たちが逮捕や起訴を免れた可能性が大きく（Agulhon, *nouvelle éd.*, 1979, pp.442, 446-448）、実際の蜂起参加者における農民の割合は被告人統計におけるそれよりもずっと大きかったと考えられる。

いずれにしても、ヴァール県の蜂起は、数の上から見れば、農民層と、町や村の伝統的職種の手工業者や商店主、および急速に成長したコルク栓製造業の労働者を主要な主体とした運動であった。問題は、アギュロンが当時の通例にならって「ブルジョワ層」と呼ぶ者たち、つまりは土地所有者、金利生活者、自由業従事者（医師、弁護士など）、教育関係者などが、少数ながら明らかに蜂起に参加していた点である。彼ら

<sup>15</sup> 国立古文書館(Archives nationales)BB<sup>30</sup>424に保管されている。

<sup>16</sup> ブライスによれば、被告人全体のなかで農民の割合が比較的大きいのは、蜂起の規模が大きかった南東部諸県に共通した点で、バス=ザルブ県 48.38%、ヴォークリューズ県 41.47%、ドローム県 37.83%、アルデシュ県 38.59%、エロー県 33.78%となっている。ただし、ヴァール県についてはアギュロンと数字が違っている、39.85%。ブライスは、この数字を算定した資料の根拠を示

していない（Price, 1972, p.295）。

は多くの場合、ローカルな名望家というべき存在であり、われわれはここで蜂起の指導の問題

に行き当たる。蜂起の構造を探るうえできわめて重要な問題なので、ここで少々立ち入って触

	全国	ヴァール県
農業従事者	7,273 人 = 27.0 %	1,341 人 = 42.6 %
商業・手工業従事者	16,738 人 = 62.2 %	1,653 人 = 52.5 % (うち上位 4 職種 コルク栓製造工 = 148 人 靴屋・靴職人 = 132 人 石工 = 123 人 指物師 = 88 人)
ブルジョワ層 (土地所有者、金利生活者、 自由業従事者、教育関係者)	2,873 人 = 10.6 %	154 人 = 4.9 %
計	26,884 人	3,147 人

表1 被告人の社会=職業構成

(出典: Agulhon *nouvelle* ed., 1979, pp.446-447)

れておきたい。

ヴァール県の蜂起軍全体を指揮したのは、マルセイユのジャーナリスト、カミーユ・デュティエイユであったし、また次章で詳述するが、ブリニヨルでは、同市と周辺農村を結ぶ山岳派の秘密結社組織の頂点に立ったのは3人のブルジョワで、彼らがまたこの地域の蜂起の指導者でもあった。蜂起によって生まれた新市町村庁の長や、県庁へ向かうコミューンの蜂起団の指導者となったブルジョワの例も見出される。しかし、ブルジョワの指導にはある種の曖昧さがつきまとっていたことを、ル・リュックの場合を例にアギュロンが指摘している (Agulhon, *nouvelle*

ed., 1979, pp.391-403)。すでに二月革命以前から共和派ブルジョワの勢力が強く、いわば「赤いブルジョワたちの町」であったル・リュックだが、同市の急進的なブルジョワたちは、必ずしも進んで蜂起の先頭に立ったわけではなかった。同市で蜂起のイニシアティヴを取った抵抗委員会を1軒のカフェで組織したのは、靴屋、仕立屋、コルク栓製造工といった民衆層のミリタン(活動家)たちであった。彼らは、元助役の土地所有者に新市長の座に就くことを依頼し、また国民衛兵隊長である土地所有者に県庁へ向けて出発する蜂起団の指揮を求めた。共和派ブルジョワは、民衆活動家によって、こうした指導

的地位にいわば担ぎ出されたと言える。共和派ブルジョワが積極的にそうした指導的役割を担うことにより出した場合でも、そこには、共和主義者としてクーデタに抵抗しようとする政治的信念だけでなく、社会的憎悪に駆られた民衆の暴力の噴出を懸念し、それを未然に防ごうとする意図も働いていた。つまり、「名望家は、ときには、運動があまりに暴力的あるいは無秩序になるのを防ごうと自ら前面に立ち、またときには、その技術的・知的適性のゆえに〈秩序攪乱者〉たちによって前面に押し出されたのだ」とアギュロンは言うのである (Agulhon, *nouvelle éd.*, 1979, p.394)。

さらにまた、アギュロンは、7日に設けられた蜂起軍の「参謀部」の構成に注目している。この「参謀部」の正確なメンバーを伝える史料は残されていないが、アギュロンによれば、蜂起参加者の供述において、デュテイユとともに指導スタッフの地位にあったとして名をあげられている者たちは、ブルジョワよりも手工業者や労働者の方が多いという。このことからアギュロンは、「(運動) 指導層は、結局のところそう思われるほどにはブルジョワ的でなく、しだいに都市や町や村の手工業者によって掌握され、これに若干のプロレタリアートがやっと加わり始めたところであったのだ」という見解を導いている (Agulhon, *nouvelle éd.*, 1979, pp.449-450)。

このように、共和派ブルジョワの指導は、そ

の「技術的・知的適性」のゆえに民衆層の活動家たちによってなお求められたものの、蜂起の過程で民衆活動家のイニシアティヴによって凌駕されつつあったのであり、きわめて不安定なものであったことをアギュロンは示唆している。アギュロンが示唆するような状況は、ブルジョワ層の指導者のうちに、民衆の実力行動が彼らブルジョワ指導者の抑止力を突き破って暴力的に噴出する事態への危惧の念を生むことになる。徴税事務所の襲撃や憲兵の殺害といった暴力的な民衆行動の展開は、先に述べたようにヴァール県ではケールの事例があるだけだが、民衆の実力行動がいつ何時噴出するかもしれないような状態は、県内の他の地域にも窺える。たとえば、5日以降蜂起民の勢力下にあったブリニヨルでは、7日の晩に突然「武器を取り」の声が街頭であがると、瞬く間に約300人ほどの武装した男たちが広場を埋めた。広場の様子を目撃した代訴士デュピュイは、この群衆のなかで「いつ始めるんだ。金持ちどもから武器を取り上げなけりや」という言葉を聞いたと証言している。そして、「この結集が完全に消散したのは、この者たちが服従しているようであったジロー氏〔ブリニヨルの秘密結社指導者の一人であった道路建設監督官〕の忠告に従ってやつとのことだった」という。このようにブルジョワ指導者にとって「危うい」状態が運動につきまとうなか、自己の指導力を超えて民衆の暴力行動が噴出する事態を憂慮し、激しい不安と恐怖

に襲われたことを、他ならぬ蜂起軍の最高指揮を託されたデュティユ自らがきわめて率直に表明している。デュティユの回想録によると、7日彼に率いられた蜂起軍がロルグを通過した際、同市の名望家らが立てこもった市庁舎を襲い、彼らを捕虜とした蜂起軍群衆の一連の行動は、デュティユの命を待たずして行なわれたものであった。この出来事は、「脱走したいという思いがぐっとこみ上げて来た」ほどまでに強い衝撃を彼に与え、一時彼を無力感のうちに沈み込ませた。彼は次のような「血にまみれたデモクラシー」の幻影を見る。

わたしは、わたしの軍隊〔傍点は原文イタリック〕を嫌悪していた。粗暴で、無知で、饒舌で、嘆かわしいまでに自信過剰の者たちの指導者、そういうわたしの前には、わたしには防ぎようもない、火付け、略奪、殺害が待ち構えていることを思った。その恐ろしい責任はわたしに降りかかるつて来るのだ。わたしは、わたしの配下の者にとって、単なる糧食供給長 *pouvoyer-général* にすぎず、それ以上のものではなかった。ヴァールの豊かな田園のなかで安樂さに慣れ切っている彼らは、戦時にありながら、いつものように飲み、食い、眠ることを望み、求めていた。

(Duteil, 1852, pp.40-41)

無知で暴力的、肉体的安樂さへの欲求を制御で

きない存在として、自分の率いる軍勢を嫌悪したデュティユはまた、ロルグの市庁舎を奪って歓喜し騒ぐ群衆の様を「銃を空に放ちながら、未開人のように踊る男たち」と綴り、さらにはそれを「死の舞踏 *danse Macabre*」とも表現している (Duteil, 1852, p.38)。正統王朝派のジャーナリストであったマカンは、回想と伝聞を交えて書いた蜂起に関する著作のなかで、先に述べたケールの事件で憲兵を死に追いやった農民たちを叙述するにあたり、「オセアニアの食人種のように」死体の周りで「地獄の輪舞」を陽気に踊る群衆という、噂に基づいた想像上のイメージで彼らを描いているが (Maquan, 1853, p.56)<sup>17</sup>、かたや民主的・社会的共和国の実現を願う急進的共和主義者、かたやブルボン王朝の復古を願う君主主義者と、イデオロギー的には対極に位置する両者が、よく似た表現で蜂起群衆を描出している点が注目される。「死体の周りを食人種のように踊る農民たち」という農民騒擾のイメージは、別の地方における 1851 年蜂起や 19 世紀の他の農民騒擾に関する同時代エリート層の言説のうちにも事例が見られ (Vigier, 1982, p.330; Corbin, 1990, p.141)、当時のエリート層の農民騒擾に対する社会的恐怖のステレオタイプ化した形象をなしていたのではないかと思われるが、急進派のデュティユにとっても保守派のマカンにとってと同様に、農民とは暴力の欲動

<sup>17</sup> 死体の周りで陽気に踊る農民群衆というマカンの叙述が噂に基づく想像力の所産であったことについては、Aguilon (nouvelle éd., 1979, pp.429-435) を参照。

にたやすく身を委ねてしまう、近代社会の〈内なる未開人〉に他ならなかったのだ<sup>18</sup>。先頭に立つ者が後に続く者たちを恐れ、嫌悪しながら進む軍勢。蜂起軍の深層の姿はそのようなものだった。すでに述べたように、アギュロンは蜂起のうちに「二つの異なる文化水準」の相違が露呈していたことを指摘したが、蜂起を指導したブルジョワにあっては、民衆との文化的位相の違いは、「蜂起群衆と自己とを隔てる人類学的距離」(Corbin, 1990, p.126) による根本的な異質性として表象されていたのである。この時代における共和派ブルジョワが「他者」としての民衆との間に覚えた距離の大きさ、溝の深さを再認識する必要があろう。

ブルジョワ指導者が民衆の社会的敵意の暴力的な噴出を恐れた一方、民衆はブルジョワ指導者の態度の不徹底さに不信を抱く。こうした両者の緊張関係は、蜂起軍の連行した「捕虜」の扱い方をめぐって露呈したとアギュロンは指摘する。デュティユラブルジョワ指導者は、捕虜の虐待防止に努め、捕虜のうち老人は荷車に乗せ、宿营地では病人を監獄の牢ではなく宿屋に寝かせようとするなどの配慮を示したが、こうした態度は蜂起軍の民衆の不満を買い、ブルジョワの蜂起参加者のなかには、「捕虜のブルジョ

<sup>18</sup> 19世紀前半、しだいに支配的潮流となる都市的価値観においては、農民世界は「近代に見捨てられた領域」に位置付けられ、「無知と暴力の本拠」と見なされるようになる。農村は「欲動と情念が時折騒がしく表面化する、得体の知れない危険な世界」、農民は「持続的に自己の本能を抑制し得ない獸人」というイメージないしカリカチュアが、「郡長から新聞小説作家に至るまで」多くの者によって反復・増幅されていった。以上のプロセスについては、Chauvau (1991, pp.14-16) を参照。

ワ」にあまりに好意的だとして民衆の蜂起民から脅しを受けた者もあったという (Agulhon, nouvelle éd., 1979, p. 394, 399)。

1851年蜂起におけるブルジョワと民衆との緊張関係は、このようにこれまでも指摘されてきたことだが、また別の性格の緊張関係も蜂起には内在していなかったか。とくに注意を向けるべきと思われるは、都市の蜂起民と農村の蜂起民との関係である。この蜂起については、地方小都市と周辺農村との連携が注目されてきたが、この点については、さらに踏み込んだ検討の必要があるよう思う。また、こうした連携を可能にし、蜂起のイニシアティヴを取ったとされる秘密結社の組織のうちに、そもそも矛盾や緊張がすでに内包されていなかっただろうか。こうした諸問題を念頭において、次章では秘密結社の組織と蜂起におけるその動向を再検討してみよう。

## 第2章 山岳派秘密結社と1851年蜂起の「組織性」

### 1 秘密結社の組織構造

第二共和政期の共和主義地下組織の歴史は、複数の組織が錯綜する複雑な様相を呈している。南フランスでは、二月革命以前からすでにカルボナリ結社がアヴィニヨンを中心に存在していたが、これと並行して、48年秋以降「山岳派協会 Société de Montagnards」が出現し、ヴォーラリューズ県を中心に結社組織を広げていった。この結社は、二月革命後に結成された政治クラ

ブに起源を持ち、政府による政治クラブ活動への抑圧の強化に応じて秘密活動を組織したものであった。多くの場合、その指導はカルボナリ党員が担ったが、都市の少数革命家集団のカルボナリより結社員リクルートの間口のはるかに広い、大衆動員を志向する結社で、農村にまで浸透していった (Vigier, 1963, t.2, pp.308-309)。二月革命前の伝統的密結社とは異なる、農村にまで及んだ広汎な組織化の試みは、のちの「新山岳党」にも共通するところであり、第二共和政期の地下組織運動の特徴を示している。この他、急進的共和派と社会主義者が連合して中央集権的な共和主義政党を創設するために 48 年 11 月パリで結成された「共和主義連帶 Solidalité Républicaine」が翌年 1 月内相によって解散を命じられ、パリ本部が閉鎖されたのちも、地方の支部が秘密裏に活動を続けていた (Berenson, 1984, pp.85-96)。

これらの諸組織は、相互に連携を欠いたままそれぞれ独自に行動していたが、普通選挙の実質的廃止を規定した 1850 年 5 月 31 日法制定の前後から、普選と共和政の擁護を目的として、共和派秘密組織の勢力拡大に拍車がかけられる一方、各地の共和派指導者や秘密組織を広範に統合しようとする動きが出てきた。アヴィニヨン出身の弁護士・元代議士で、カルボナリ入党の経験を持つアルフォンス・ジャンを中心に、「新山岳党 Nouvelle Montagne」の名の下に南仏における共和派諸組織の連合の試みが始まられ

た。この試みは間もなく治安当局の知るところとなり、大規模な蜂起の陰謀計画（いわゆる「リヨンの陰謀」）として断罪された (Dessal, 1951, pp.83-96; Vigier, 1963, t.2, pp.279-293)。ジャンらの試みは結局既存の諸組織に新たな結社を加えるだけに終わった所もあったが、「リヨンの陰謀」事件でジャンをはじめ南仏各地の活動家 55 人が逮捕されたのちも、山岳派地下運動は、おそらく明確な中央を持たず統一性を欠いたままながら、クーデタ時に至るまで、ヴァール県を含む地中海沿岸諸県やドーフィネ、アルプス地方の諸県で広がり続けたとされる (Margadant, 1979, p.131; Huard, 1982, pp.85-91; Vigier, 1963, t.2, pp.285-291)。

マーガダントによれば、蜂起後の逮捕者の供述から、クーデタ時のヴァール県には、全県の半数近い 90 のコミューンに「山岳派秘密結社」の存在が認められるという (Margadant, 1979, pp.136-137)。1851 年蜂起の展開過程から見て、全県の地下活動を統括するような県レヴェルの中央機関が存在していたとは考え難い。しかし、ほぼ全郡が蜂起状態に陥ったブリニョル郡については、郡レヴェルでの中央が存在したようである。ブリニョル市の結社員たちの供述によると、同市の結社指導部は当初、二月革命直後は副政府委員を務めた「土地所有者」コンスタン、「道路建設監督官」ジロー、さらに職業は不明だが他の結社員が供述において「ブルジョワ」と呼んでいるエローの 3 人からなる三頭制を探

っていたが、同市の結社活動家ベルヌ（石工親方）の証言によると、この3人は「全郡中の多数の結社員が集められた」集会で「投票によって」選出されたのだという。また同市の結社員シャペール（キュルティヴァトゥールー後述）の証言によれば、コンスタンちは全郡の各コミュニーンの結社指導者のリストを作成していた。

ブリニヨルにおける秘密結社の組織化運動はマルセイユから及んだ可能性が考えられるが<sup>19</sup>、この点は結社員の供述からは明らかにし得ない。より詳細が分かるのは、マーガダントが「山岳派結社の普及の鍵的段階」（Margadant, 1979, p.131）と呼ぶ過程、すなわち小都市や町の活動家が周辺の村々へ秘密結社の入会儀礼を伝え、加入者を生み出してゆく、都市から農村への伝播の過程である。ブリニヨルの場合も、結社員の供述から、同市の結社指導者や他の活動家らが、ブリニヨルの市域内の小集落レ・サンシエや、周辺のカンプス、ラ・セル、ル・ヴァルな

どの農村コミュニーンで、結社加入の勧誘、入会儀礼の挙行、村レヴェルの結社指導者の指名を行なっていることが分かる。マーガダントは、町から村への山岳派結社のこうした伝播を、ローカルな市場センターと近隣の村々とを結ぶ「口頭によるコミュニケーションの日常的なチャネルの自然な結果」（Margadant, 1979, p.132）と指摘している。ラ・セル村の結社指導者ブランショは、自分がブリニヨルの結社指導者の一人ジローから同村の結社指導者に指名されたのは、パン焼き人として彼の仕事の都合上しばしばブリニヨルに出かけていったからに他ならないと供述している。そのことからしても、マーガダントの指摘するように、ローカルな市場センターとしての地方小都市や市場町と周辺諸村落とを結ぶ社会的コミュニケーション網を水路として、山岳派結社の組織網が形成されていったことが窺われる。マーガダントはまた、フランス南東部の諸地方では、オリーブ油、ワイン、コルクなどの換金作物を中心に局地的な市場が形成されており、町と村との調和的な相互依存関係が成立していたとし、これを「プロト都市化」と呼んでいるが、山岳派はこの「プロト都市化」の流れにのって組織網を広げるのに成功したという説明を与えていている（Margadant, 1979, pp.61-78）。マーガダントの以上のような説明はまた、当時は局地的な市場圏の範囲が緊密な政治的組織網の規模の限界であったことを示唆するものもある。

<sup>19</sup> 結社員ベルヌ（石工親方）の供述によると、ブリニヨル市の結社指導者のコンスタンは、マルセイユの指導者と連絡を取り、その命令を受けていたという。実際に両市の指導者間に地下組織内での上下関係があったのか、今のところ確認できないが、山岳派運動においては、マルセイユからブリニヨルへの、さらにより広くヴァール県への影響は大きかったと思われる。マルセイユの有力な山岳派新聞『民衆の声』（のちに『民衆』と改称）が、ブリニヨルをはじめヴァール県各地に広く通信員のネットワークを擁していた事実からもそのことは推測できる。ペレンソンは、彼ら在地の通信員のほとんどが、山岳派のローカルな宣伝者、あるいは秘密結社のリーダーやメンバーであり、51年蜂起でもローカルなレヴェルで指導的役割を果たしたもののが多かったことを明らかにしている（Berenson, 1984, pp.182-186）。ちなみに、ブリニヨルの通信員は、同市の秘密結社指導者のコンスタンであった。『民衆』紙の編集者デュティイクがヴァール県の蜂起軍指導者となつたのも、こうした背景があわばこそであった。マーガダントは、アルフォンス・ジャンの逮捕後は、山岳派地下運動の南東フランスにおける主要な中心地は、リヨンよりもむしろマルセイユにあった可能性を示唆している（Margadant, 1979, p.131.）。

個々のコミューンの結社の規模について言えば、結社員の供述を信用するならば、ブリニヨルの結社は同市の人口の約 1 割にも相当する 500-600 人という規模の大きなもので、周辺農村の結社は 30 から 100 人程度である。結社員の社会=職業構成を正確に把握するのは不可能だが、民衆諸階層に属する者がきわめて多かったことは確実だ。ブリニヨルの結社では、予審尋問記録から職業の確認できる結社員 165 人中、土地所有者・自由業従事者は 4 人だけで、商人・手工業者 85、農民 76 となっている。またブリニヨル周辺 5 ヶ村（カンプス、ラ・セル、トゥルヴ、ル・ヴァル、ヴァンス）の 5 結社では、結社員総数 300-400 と見積もられるうち、職業が判る 185 人について見れば、土地所有者・自由業従事 6、商人・手工業者 78、農民 101 となっている。ここに言う農民も、そのほとんどがこの地方では小農民を意味する「キュルティヴァトゥール」と尋問記録に記載されている者たちである。「山岳派秘密結社」とは、少数精銳の革命家集団ではなく、広汎な民衆の動員を志向する組織であったことが、これらの数字に表れていよう。

ブリニヨルの結社指導部は、先に見たように、全郡の地下組織の頂点に位置していたと思われるが、ブリニヨル周辺諸村の結社の指導者やサブ・リーダーたちは、彼らのさらに上位の指導者として、コンスタンやジローの名をあげており、少なくともブリニヨル市の結社指導部の下

に周辺の農村結社が配されたヒエラルキーは明瞭である。また、各コミューンの結社もカルボナリなどの従来の秘密結社の伝統を継承したものと見られる階層制を有していた。ブリニヨル市では、頂点の指導部の下で、またその周辺の諸村では単独もしくは正副 2 名の指導者の下で、メンバーがほぼ 10 人単位で一つのセクションにまとめられ、セクション毎に 1 人のリーダーが置かれていた。残存している予審尋問記録からは、数十名存在したと思われるブリニヨルのセクション・リーダーについてはその一部しか人名・職業を特定できないが、周辺農村については各コミューンの結社指導者とともにセクション・リーダーもほぼ全員が特定できる。ブリニヨル周辺 5 ヶ村の結社指導者とセクション・リーダーの職業構成は、表 2 のとおりである。結社指導者層においては職業上移動回数が多く識字率も高い手工業者・商人層が最大の割合を占め、セクション・リーダーのようなサブ・リーダー層においては農民層の占める割合が大きくなるという、マーガダントが南東フランスのいくつかの蜂起地域について指摘したのと同様の傾向がブリニヨル周辺の農村にも見られる。山岳派地下運動が、広汎な民衆層を政治運動のローカルな指導層へと押し上げたことは疑いない。

ラ・セル村の結社指導者がブリニヨルの結社指導者の 1 人から同村の指導者に指名されたと証言していることはすでに述べたが、組織のう

ちでの上位者からの指名という方式はセクション・リーダーの選定においても見られ、セクション・リーダーは一般に各コミューンの結社指導者から指名されている。こうして明確な階層制の下に組織が編成され、さらに結社員は、入会儀式の際に指導者への服従を誓約させられた。

村名	指導者	セクション・リーダー：人数
カンブス	帽子製造工（労働者）	帽子製造業者：2 帽子製造工：4 メナジエ（富農・中農）：1 キュルティヴァトゥール：2
ラ・セル	パン焼き人	キュルティヴァトゥール：2 不明：1
トゥルヴ	靴屋	皮なめし工：1 炭焼き人：1 キュルティヴァトゥール：1 不明：1
ル・ヴァル	指導者：皮なめし工 副指導者：石工	パン焼き人：1 荷車引き：1 皮なめし工：3 メナジエ：2 キュルティヴァトゥール：7
ヴァンス	土地所有者	土地所有者の子息：1 蒸留酒製造業者：1 キュルティヴァトゥール：4

表2 プリニヨル周辺五ヶ村 (Camps, La Celle, Tourves, Le Val, Vins) の結社指導者とセクション・リーダーの職業構成  
(Archives départementales du Var, 4M19 より作成)

このような側面から見れば、山岳派地下運動とは、広汎な民衆層を基盤とする共和主義運動に、従来の秘密結社の伝統に則った、いわば軍隊的な階層制的指導の原理を導入するものであったと言えよう。

しかし、組織内にはこうした原理に抗する民主的な動きも見られる。プリニヨル市の結社の場合、結社の頂点に位置したのは、先に見たように3人のブルジョワで構成された「委員会」で、これは山岳派の郡レヴエルでの集会における選挙という民主的な手続きによって形成され

たものであったにしても、結局のところ、組織の階層制的編成は、ブルジョワと民衆との社会的階層関係を転写するかたちとなった。この結社のセクション・リーダーであった石工ベルヌの供述によると、ブルジョワによる結社指導部のこうした独占状態に対して農民の結社員たちがしだいに不満を覚えるようになったようだ。「多くの農民結社員たちは、ブルジョワだけの委員会に少々不信を抱くようになり、彼らのうちの2名が三頭制委員会に加えられることを要求しました。そこで、キュルティヴァトゥール

たちに大いに信望のあったウーゼーヴ・レノーという皮なめし工と〔中略〕1人のキュルティヴァトゥールが委員会に加えられたのです」と彼は述べている。結社内におけるブルジョワ指導者と民衆との緊張関係がここに看取できるが、このように民衆による下からの突き上げも組織内には発現していた。

さらに結社のセクション・リーダーを結社員たちが独自に選出することもあった。ブリニヨル結社のセクション・リーダーであった石工のガシエは、他の多くのセクション・リーダーの場合とは異なって、指導部によって指名されたのではなく、自分の所属するセクションのメンバーによって選出されたのであると供述している。「わたしたちは犬のように〔指導者に〕従わねばなりませんでした」と予審尋問で述べているブリニヨルのある結社員（キュルティヴァトゥール）の言葉とは裏腹に、山岳派結社の内部では、階層制的指導の貫徹を抑制するヴェクトルが組織の維持や運営に現実にはかなり作用していたと思われる。

こうしたヴェクトルには、右に見たようにブルジョワと民衆との間の階級的緊張が関わっており、また民主的な理念の民衆への浸透がそこに相俟っていた可能性も考えられるが、さらにはこの地下組織が、民衆層のうちで相互の平等性に基づいて成り立っていた既存のソシアビリテの形態と密接に結合することで定着したという、山岳派結社の有する構造的特質も深く関わ

っていたように思われる。これはまた、組織のうちに内包されていた原理的矛盾とも絡む問題と思われる所以、以下やや詳しく見ることにしたい。

19世紀前半のバス=プロヴァンス地方では、ブルジョワのサークルを模倣して、そもそもは飲酒や賭け事などの娛樂を目的として形成され、しばしば相互扶助の機能も担うに至った「シャンプレ」と呼ばれる民衆サークルや、シャンプレとの間に社会的機能の面からすれば明確な線を引き難い相互扶助組合など、民衆のアソシアシオンが盛んに形成されるようになり、さらに1848年二月革命以降、これらが政治的なプロパガンダの場や民衆にとっての政治的活動の基盤としての性格を強めていったことはアギロンが明らかにしたところであるが（Aguilon, nouvelle éd., 1979）、同様の現象はバス=プロヴァンスに留まらず地中海沿岸の南東フランスに広く見られ、さらに第二共和政下のこれらの地方では、はじめから政治的目的をもって組織されるサークルも登場し始めたことが指摘されている（Margadant, 1979, pp.155-157; Huard, 1982, pp.79-85）。山岳派結社は、従来の秘密結社の伝統を継承した入会儀礼や軍隊的な階層制的組織編成を探っている点で、シャンプレや相互扶助組合とは異なる特性を示してはいるが、南東フランスの町や村の内部で家族の枠組みを越えた男たちのソシアビリテの中心をなすとともに、すでに彼らの政治的活動の基盤となっていたこ

うした既存のアソシエーションの形態と密接な結合を果たすに至る（槇原, 2002, pp.39-67）。政治クラブや公的集会に対する政府の抑圧の強化が、表面的には娯楽や相互扶助を目的とした私的な団体への政治結社の潜在を促したのであり、これらの私的な団体がすでに政治的性格を強めていたことがまた、政治的結社がそれらと結合してゆくことを容易にする背景となっていた<sup>20</sup>。

先に存在していたシャンブレや相互扶助組合が秘密結社員のリクルートの母体となったケースと、はじめから政治的な秘密結社としての性格を伴いながら娯楽や相互扶助の機能をも備えた団体が創設されたケースがあったと考えられるが、いずれにしても、秘密結社にとってこれらのアソシエーションとの结合は、先にも触れたように、治安当局に対するカムフラージュの効果を持ち得た。この点については、ブリニヨル郡北部のジナセルヴィス村のある結社員が次のように明言している。「わたしたちはある会合場所に集まりました。そこは表向きには18人のメンバーを持つシャンブレによって使われていたのですが、実際には秘密結社の本拠となっていました。わたしたちはそこでセクション・リーダーと結社の三頭制委員を選んだのです」（Margadant, 1979, p.158）。

だが、シャンブレや相互扶助組合と秘密結社との密接な結合は、単に当局に対する偽装を意

味したに留まらない。より重要な意味を持つのは、酒場の一室など特定の部屋を借りて仲間が親交を求めて集う、さらにはそこで仲間どうしの相互扶助が組織されるという、シャンブレや相互扶助組合のソシアビリティのパターンを、秘密結社も共有することになったという点である。それは、陰謀や蜂起のイメージと結び付きがちな秘密結社に対する違和感を希薄にして多数の民衆の結社参加を促すと同時に、結社員どうしの連帯が従来の社会的=文化的伝統に根差すことにより強固なものとなることを可能にもした。とくに病の際の相互扶助は、当時の民衆層において互いに絆を求め合う要因としてももっとも切実なものであったろうが、シャンブレや相互扶助組合で実践されていたこのような相互扶助の慣習は、秘密結社にも受け継がれており、結社員の連帯を支える重要な要素の一つとなっていたように思われる。ブリニヨル郡東部の村カルセのある結社員は、「病気になった結社のメンバーの土地に必要な労働の助けを与えるのに何をしなけりやならないか相談しようとセクション毎によく集まったものです」と供述している（Margadant, 1979, p.158）。ブリニヨルの結社員であったキュルティヴァトゥールのプランは、予審尋問において、結社入会の理由を尋ねられてこう答えている。「わたしたちを引きずり込んだ者たちは、これは相互扶助組合に他ならないのであって、その目的は病気で救いもないキュルティヴァトゥールを救うことだとわたしに言

<sup>20</sup> マーガダントによれば、ブリニヨル郡では、シャンブレと山岳派結社とか部分的にせよ重なり合っていたコミューン数は、少なくとも36にのぼるという（Margadant, 1979, p.158）。

っていました。」実際、ブリニヨルの結社では、相互扶助の名目で毎月 25 サンチームをセクション毎にセクション・リーダーが徵収していたと複数の結社員が供述している。ブリニヨルのプランのように、相互扶助組合だと言われて結社に入会した、あるいは結社を相互扶助組合だと思っていたと予審で答えていた者は数多い<sup>21</sup>。これらのうちには言い逃れの場合もあったかも知れないが、いずれにしても多くの結社員がまさかの時の扶助を結社に期待していたことは窺えよう。

こうした集団的扶助への期待とともに、シャンプレのような親交集団において山岳派運動への参加が支配的な傾向となると、仲間との親交を維持したいという欲求や仲間と同じ行動をしなければならないという社会的圧力の認識が、秘密結社への加入を促すことになる。山岳派結社員であった者のなかには、サークルの他のメンバーからの仲間外れを避けるために加入したのだという趣旨の供述をしている者がいる。トゥルヴ村の炭焼き人ガラサンとパン焼き人ルーはともに、同村の秘密結社の指導者レキエの求めに応じて結社入会の誓約をしたのは、誓約しなければ、自分たちの参加していた「赤たちのシャンプレ」あるいは「勤労者のサークル」と呼ばれていたシャンプレにもう出入りができるな

くなるとレキエに言わされたからだと述べている。また、ブリニヨル近郊の農村では、秘密結社に加入していない者は結社員たちによって「フィオリ *föli*」と呼ばれていたことを複数の結社員が証言しており、政治的連帯を共有せぬ者を表現する言葉を結社員たちが持っていたことが分かる。ル・ヴァル村のキュルティヴァトゥールのプランは、秘密結社への入会の動機を予審で次のように説明している。「わたしはユニオンと呼ばれる会に所属していました。わたしがそこに顔を出すと、非常に冷たく迎えられるのです。誰もがわたしに背を向け、わたしをフィオリと呼ぶのです。わたしがこの表現は何を意味するのかと尋ねると、こう答えが返ってきました。つまりだな、おまえをおれたちの結社に入れいやならんということさと。だからわたしはそれに同意したのです。」ところで「フィオリ」とは、フレデリック・ミストラルが編んだプロヴァンス語辞典によると、「マルセイユにおいて、修道会あるいは宗教的、教権的、正統王朝派の結社の成員」を指す言葉だという (Mistral, 1979)。マルセイユで本来は教権派・正統王朝派の結社のメンバー（「赤」の敵対者たち）を指す言葉が、山岳派秘密結社に加わらぬ者を指す言葉へと転化してヴァール県に定着したのであろう。

仲間が皆するのだからという意識が自己の行為を正当化することになる。ブリニヨル近郊のカンプス村の荷車引きアミックは、自分の参加していた「サークル」のメンバー全員が秘密

<sup>21</sup> マーガダントの調査によると、相互扶助が自分の参加していた結社の目的であったと供述している山岳派結社員は、ブリニヨル郡では 30 のコミューンに確認できるという (Margadant, 1979, p.158, note 52)。

結社に加入していたことを認めていたが、そうしたこともおそらく稀ではなかった。そうなると、マーガダントが指摘するように、「入会儀礼を経た結社加入者としての政治的連帶は、友人や飲み仲間としての社会的凝集性と区別し得ないものとなった」(Margadant, 1979, p.159)のである。

マーガダントによれば、山岳派運動においては、バス=プロヴァンス地方のシャンプレのような私的なサークルや相互扶助組合のみならず、若者集団や酒場の常連の集まりなど、既存の「多様な連帯集団」に「政治化の過程」が及んでいた。「山岳派は、このようにあらかじめ存在するアソシエイション や友人関係のネットワークと融合するか、あるいはそれらの社会的結合や連帯のパターンを模倣することによって、社会的な紐帯を彼らの政治的運動へと動員することができたのだ」とし、まさにこの点にこそ「山岳派運動の基本的な力と凝集力」があったと彼は見ている(Margadant, 1979, p.153)。私的なサークルの形成が都市ばかりか農村でも盛んであった南東フランスの地中海沿岸地帯では、とくにこうしたサークルと山岳派結社との密接な結合が顕著に見て取れ、レモン・ユアールはパ=ラングドック地方をフィールドとした研究のなかで両者の緊密な関係を「共生 symbiose」とも表現している(Huard, 1982, p.86)。

だが、この「共生」あるいは結合は、そもそも原理的な矛盾を含んではいなかつたろうか。

シャンプレのような私的なサークルや相互扶助組合というソシアビリテの形態は、メンバーが互いを「兄弟」「友人」と見なし合う平等の関係を基本として成り立っていた。一方、秘密結社の伝統に従った組織編成は、蜂起を想定して軍隊的な階層制的指導の原理に基づいている。山岳派地下組織は、既存のソシアビリテの形態と結合することにより、確かに個々の町や村の内部のレベルで強固な凝集力を獲得することができた。だがこの結合は、水平的な人間関係と垂直的な組織編成との間の原理的な矛盾を山岳派運動のうちに内包させることになったのである。先に見たような山岳派結社内部の民主的なヴェクトルは、ブルジョワと民衆との階級的緊張や、可能性として考えられる民主的な理念の民衆への浸透のみならず、以上のような組織内の構造的矛盾にもおそらくは起因しており、階層制的指導の原理に基づく組織編成のイニシアティヴに対する、従来の社会的結合のプラティークに則った抵抗の表現という側面を持っていたのではないか。

ブリニヨル市とその周辺農村における山岳派地下組織の形成の過程は、地方小都市の一部の急進的ブルジョワのヘゲモニ一下に、民衆サークルや相互扶助組合などのアソシエイションを結節点とした地域民衆の社会的結合が組織化されていった過程と見ることもできる。この過程はまた、対等な関係のうえに成り立っていた民衆の社会的結合の場に、それとは異質の階層制的

な指導の原理に基づく組織編成のイニシアティヴが入り込んでゆくことを意味してもいた。民衆は、彼らの既存の社会的結合が、このイニシアティヴによって完全に再編されてしまうことは望まなかつたであろう。そもそも組織でのより上位者から指名されるリーダーは、すでに民衆の間で人望のある者でなければリーダーたり得なかつただろうから、指名する側も被指名者の政治的熱意のみならず、既存の人間関係をも考慮に入れないわけにはいかなかつことだろう。しかしそれでもなお、従来の社会的結合のプラティークにおいて自然に育まれてきた平等的・民主的傾向が——そこに共和主義運動の展開に伴つて民主的理念が浸透すればなおのこと——頭をもたげ、民衆が、組織の上層から独立的に、仲間のうちからリーダーを選出することもあつたのである。山岳派秘密結社は、既存のソシアビリテの諸形態と結合することによって、この地域の民衆の生活世界のうちに着床することが可能となつたが、そのことは同時に、山岳派地下組織内部の階層制的編成を不安定化する要因ともなつたのだと言えよう。

## 2 秘密結社の意識構造

山岳派秘密結社の結社員たちは、結社の目的をどのように認識していただろうか。ここでは、この問題から結社の意識構造にアプローチしてみよう。

予審において、結社の政治的目的を言明して

いる者の多くが触れているのは、共和政と普通選挙の擁護である。たとえば、ル・ヴァル村の結社指導者であった皮なめし工のアミエルは、他村出身の指物工労働者からル・ヴァルの結社指導者となるべきことを求められ受諾したのち、自分の指導者として教えられたブリニヨルのコンスタンに会いに行き、「唯一の目的、つまり共和政を維持し、救うという目的でのみ」与えられた地位を受け入れると言ったところ、「コンスタン氏は、それは自分の考えでもあるとわたしに言ったのです」と供述している。またブリニヨルのパン焼き人ピニエは、予審で結社入会の動機を尋ねられて、「結社は共和政と普通選挙の維持を目的とすると教えられたので」と答えている。だが、政体としての共和政の維持と普通選挙の擁護（あるいは実質的に廃止されてしまった普選の復活）という民主制確立への志向はさらに、社会的平等の実現というラディカルな社会変革の志向へと通じていた。ブリニヨルの荷車引きプランは、彼に秘密結社への入会を勧めた者から「われわれは、共和政を維持し、貧しき者が富める者によって虐げられるのを止めさせねばならない、正義に照らして完全この上ない平等が両者の間を支配すべきであり、税の支払いについても同様だ」と言われていたと供述している。また同じくブリニヨルの靴屋ポレールは、結社の指導者の一人ジローが「圧政を倒し、平等主義的、社会主義的体制を至るところに打ち立てねばならない」と彼に述べたと語

っている。

普通選挙の力を楽観的に信頼し、投票を通じて社会変革を実現しようとする「合法主義」の傾向がそもそも山岳派の指導者には強かったとアギュロンは指摘するが (Agulhon, 1973, p.103)、さらにまたエドワード・ペレンソンは、フランス中央部や南部のいくつかの地域の秘密結社員たちが、1852年の総選挙までに普通投票が復活されなければ銃を手に実力で投票を行なうことになっていたと供述している例をあげ、このことから、山岳派が地下運動の組織化へと乗り出した以後も「民主=社会主義派〔山岳派〕」の合法主義的・民主主義的原則が秘密結社のうちに浸透してゆき、地下組織においても普選の革命的な力が信じられ続け、権力掌握の手段としては武装蜂起はあくまで二義的な意味しか持たなかつたと見ている (Berenson, 1984, pp.197-198)。だが、武装蜂起への積極的な期待が山岳派地下運動のなかになかつたわけではなく、選挙を待たずして蜂起による権力奪取を、それもフランスの枠を越えた国際的大蜂起を夢想する者さえ存在しており<sup>22</sup>、蜂起への志向

は山岳派地下運動の内部で一様ではなかつた。

蜂起による権力奪取を積極的に志向するか否かはともかく、山岳派地下組織が武装蜂起を想定して形成が目指されたのであることは間違いない。マーガダントが、中央部、南西部、南東部の3地方から例としてあげている、入会儀礼における誓約の言葉を見ても、いずれも民主的社会的共和国のために「専制に対して武器を取る」という文言を含んでいる (Margadant, 1979, p.123)。

とはいえ、秘密結社員たちの供述から見る限り、武器弾薬の調達や軍事的訓練など、武装蜂起の具体的な準備が精力的に進められていたようには決して思われない<sup>23</sup>。すでに見たように、ヴァール県における蜂起軍の「参謀部」にしても実際の蜂起の過程で即席に形成されたにすぎず、県内各地の地下運動指導者の間で事前に蜂起に向けて協議が成されていたのではなかつた。山岳派地下運動では、全体として見れば、ルイ

会主義者」が書いた手紙として、次のようなものを紹介している。「山岳党との連携によって、われわれはその日が 11 月 29 日に決定されたことを知った。この変革は、ガリヴァルディとドイツの民主主義者たち如何にかかっている。〔山岳派指導者たちの亡命先の〕イギリスとフランスの山岳党は、指定の期日にはどうにか準備ができるよう。ローマの民主主義者たちは、2 万人のスイス人護衛兵を意のままにするだろうし、3 万人をフランスへ派遣するだろう。彼らは、マルセイユで民衆に迎えられることになっている。軍勢の大部分は、そこからリヨンに赴き、…〔次いで〕パリに向けて出發するであろう。パリの 40 万の市民が首都の門を開けてくれよう」 (Huard, 1979, p.364.)。

<sup>22</sup> ル・ヴァル村の秘密結社指導者アミエルは、1851 年 9 月、マルセイユから届く 13 箱の火薬をブリニョルに受け取りに来るようカジミール・エローから指示を受け、「他の村も皆それ〔火薬〕を持っているのだから、おまえたちも持たねばならない」と言わされて火薬を受け取ったと供述している。結社員たちの供述を見る限り、この火薬の分配の一件を除けば、ブリニョル地域での蜂起の具体的な準備は、他にはまったく窺われない。広くフランス中部・南部の史料を検討したペレンソンは、山岳派の秘密結社は「武装蜂起の起こる可能性に備える努力をほとんど払わなかつた」との見解に達している (Berenson, 1984, p.198.)。

<sup>23</sup> ブリニョル近郊のラサンという村の指物師テュルリは、自分のいとこである同村の秘密結社指導者とトゥーロンからやつて来た 2 人の活動家との会合に立ち会い、トゥーロンの活動家たちがそこで次のように語ったと証言している。「立法議会の左翼が普通投票と累進課税に関する提案をするはずだ。これらの提案が結局受け入れられぬ場合には、山岳党が一団となって議会を辞め、これが全面的蜂起の合図となるだろう。この蜂起の合言葉は〈左翼が辞める!〉で、すべての新聞に載るだろう。その時パリから 86 人の代表が出発し、86 県へ各人が赴き、蜂起せよとの命令を伝えるのだ。これらの命令は、郡役場所在地から小郡役場所在地へ、小郡役場所在地から町村へと伝えられる。フランスで、イギリスで、そして全ヨーロッパで、同じ時、同じ時刻にすべての市町村が一団となって蜂起する」。また、ユアルルは、バ＝ラングドック地方ガール県のベジエ市の「社

=ナポレオンのクーデタに至るまで武装蜂起への意欲はあまり大きくなかったようだ。

そもそも山岳派結社は、結社員ら自身「秘密結社」と称しながらも、その存在や結社員の活動は、少なくともローカルなレヴェルでは、それほど秘密裏であったように思われる。結社員たちは、当局の眼に触れない日常的な接触の枠内でではあれ、地域住民の多くに対してきわめて活発なプロパガンダを展開していたからだ<sup>24</sup>。ペレンソンは、山岳派秘密結社と新聞とは、同派の「インフォーマルなプロパガンダ・ネットワークを相互に補い合」った「二つのローカルな制度」と捉えているが、彼の言うように、「〔山岳派の〕秘密結社は、蜂起の陰謀のネットワークとしてよりも、むしろイデオロギー普及の一制度として機能した」(Berenson, 1984, p.201) と見るのが適切であろう<sup>25</sup>。

このように山岳派秘密結社は、武装蜂起に備えた組織網としてよりもむしろイデオロギー伝達の一制度として機能していたようであることからすれば、おそらく山岳派地下組織網のオルガナイザーたちの大多数は、武装蜂起の準備よりも、山岳派の掲げる「民主的・社会的共和国」

<sup>24</sup> ブリニヨルの結社員であった皮なめし職人のマズュリエの供述によると、彼の親方ロペールは、「秘密結社になど加わるなどいつもわたしに忠告してくれていた」という。この供述は、結社員以外の地域住民のあいだでも結社の存在が知られていたことを窺わせる。

<sup>25</sup> 地方の山岳派新聞は、政治的宣伝員の役割も果たす予約勧誘員を雇用し、また地元在住の通信員のネットワークを擁して、これらが地方におけるプロパガンダ・ネットワークとして機能した。現代的な意味での組織政党が未発達な当時にあっては、新聞の機構が政治組織としての役割を果たしたのである。こうした山岳派新聞の機能については、Berenson (1984, pp.181-192) を参照。

の理想を広汎な民衆に広め、1852年総選挙において山岳派への投票へと民衆を大量動員するための組織化の方により大きな熱意を持っていたと推測される。

では、このような活発なプロパガンダによって結社にリクルートされた民衆は、結社の目的をどのように認識していたのだろうか。先に見たように、予審において、共和政の維持、普通選挙の回復、社会的平等の実現などの目的をあげている者たちも存在したが、このような多少とも抽象化された目的をあげている者（もしくはそれのみをあげている者）よりも、一ないし二、三の具体的な改革を結社の目的としてあげている者の方が数が多い。結社員たちの供述に現れるこれらの諸改革のうち主要なものとしては、租税改革（酒税の廃止、貧者の税負担の軽減など）、完全雇用あるいは高賃金の保証、国家銀行による低利融資、貧者への教育機会の提供、共同地や森林の用益権の回復あるいは共同地の分配などがあげられる<sup>26</sup>。多くの結社員にとって、「秘密結社」とは何よりもまずこれらの具体的な改革を実現するためのものに他ならなかつたのである。

<sup>26</sup> 山岳派秘密結社の指導者たちによる結社員リクルートのためのプロパガンダの主要内容としてマーガダントがあげているものとほぼ一致するが、彼は「経済的約束」のみをあげ、民衆への教育機会の提供については触れていない。だが、山岳派のミリタンたちがどの問題を強調したかは、地域の経済的事情に応じて異なっていたというマーガダントの指摘はいたって適切である。マーガダントによれば、エロー、ガール、ヴァール諸県のワイン生産者は酒税の廃止を、ガール、アルデシュ、ヴァールの生糸生産者は低利の融資制度を、エロー、ガール諸県の農業労働者は賃金の上昇を、プロヴァンスのいくつかの地域の農民は森林用益権の回復や共同地の一部の獲得を何よりも期待して山岳派地下運動に参加したという (Margadant, 1979, p.139)。

結社員たちが結社の目的として認識していた諸改革のうちに、共同地や森林の用益権、つまりは共同体的諸権利の回復が含まれていたことは注目される。山岳派の主導勢力を成した「レフォルム派」の社会経済政策を、その綱領、法案等から検討した小田中直樹によると、同派には「共同体的諸権利の〔農村民衆にとっての〕重要性の認識が欠けていた」という（小田中, 1995, pp.322-323）。農村民衆が共同地や森林の用益権になお大きく依存し強く執着していた地域にあっては、ローカルな活動家たちが農村民衆の共同体的諸権利へのこの根強い執着を山岳派運動へと結合させたのであろう。共同体的諸権利の回復が山岳派運動の主要な目的の一つとして農村の結社員に認識されていたということは、弾圧によってパリを追われた山岳派運動が、地方農村へと潜入してゆくにつれて、より農村民衆の願望に根差した運動へと変質を遂げていったことを示していよう。

こうして、都市に源流を発した山岳派運動は、農村世界の共同体的な価値観や願望とも結び付くに至った。このことはまた、農村民衆の心性のうちに古くからある、国家権力からの農村共同体の解放の夢を山岳派運動が内部に含み込むという結果を生むことにもなった。ヴァール県の事例ではないが、同県に近いガール県のあるキュルティヴァトゥールは、「われわれの支払う税は少なくなり、われわれの自由は増すだろう。

1 台の小さな荷車に 2 頭の家畜を繋いでも罰金

を課せられず、自分のワインを税金をかけられずに売ることができ、どこへでも望むままに釣りや狩りに行けるようになる」との期待を運動に抱いていたことを供述している。ガール県に隣接するアルデシュ県のあるキュルティヴァトゥールの場合も、「われわれにはもう森林監視員も、漁業監視員も、聖職者もいなくなる。われわれは、税を引き下げ、共同地を分け合うだろう」と聞かされていて証言している（Margadant, 1979, p.141）。過重な税負担からも国家権力のエージェントによる束縛からも解放された「われわれ（＝共同体）」という農村民衆の「自由」観、「国家権力から一夜にして解放される自由な農村共同体というアナキスト的理想」（Margadant, 1979, p.141）がこれらの言に窺われる。山岳派による国家権力の掌握のために広汎な組織化を進めた山岳派地下運動は、都市から農村へと及んで農村世界に深く根差すに至って、国家権力そのものからの農村共同体の解放の夢を抱く人びとを組織のうちに抱え込んでしまうという矛盾を孕むことになったのである。すでに触れたように、マーガダントは、1851年蜂起を、山岳派地下組織による組織的運動と共同体の連帯に支えられた民衆運動との結合として理解し、共同体を行動基盤とし共同体的な諸権利や慣習の侵害に防衛的に反応する「反作用的」集合行動から、自発的結社を行動基盤とし国家権力の奪取を志向する「作用的」集合行動への移行の過渡的現象として位置付けている。

だが、マーガダントが蜂起行動に指摘したこのような複合性に近似した性格は、そもそも山岳派の地下組織それ自体のうちにも見られるのだが、彼はこの点については言及していない。マーガダントが「作用的」集合行動の基盤として位置付ける「自発的結社」である山岳派秘密結社のうちに、共同体的な集団意識や共同体的諸権利の防衛への指向性が内包されていたことは、彼自身が示している史料からも明らかである。結社の意識構造という点から見れば、山岳派秘密結社は、「作用的」要素と「反作用的」要素とが矛盾を伴いつつ交錯した複合的構造を持っていたのであり、そのことが蜂起の際の結社員たちの行動に反映することになるのである。

### 3 蜂起における秘密結社の動き

ここでは、ブリニヨル市およびその周辺農村の山岳派秘密結社が、蜂起に際してどのように動いたかを具体的に見てみよう。

ブリニヨルの街頭にクーデタの報を告げる内相名の報が公示されたのは、3日午前中のことである。驚きと不安とが街頭の人びとの間を走り、「公示は大きな同様を招いた」と市長ガルニエは証言している。山岳派秘密結社員であったポレール（靴屋）の証言によれば、この公示以来「界隈の誰もが蜂起が起きるにちがいないと言っていた」という。だが、同市の秘密結社はただちに蜂起へと動き出したのではない。秘密結社のリーダーを含めて同市の共和派指導者た

ちが最初に計画したのは、合法的組織である国民衛兵を彼らの主導下に編成し、憲法を侵害した大統領に対して市民の抵抗を表明することであった。秘密結社のリーダーであったコンスタンやジローの他、かつて普選で市長に選出されながら政治的理由で知事によって解任された医師バルバリーらが、3日夜、国民衛兵の士官の一部を引き連れて、市長ガルニエを訪ねる。ガルニエの証言によると、コンスタンは、「市民と憲法の危機時には、その双方の護衛兵である国民衛兵が招集されねばならない」ことを説き、市庁舎の衛兵詰め所を彼らの自由に使用せるよう要求したが、市長はこれを拒絶した。

国民衛兵という合法的組織による抵抗運動の計画がこうして頓挫すると、コンスタンやジローの秘密結社のリーダーたちは、自らの地下運動の組織力を頼み、民衆の武装デモの圧力によって、大統領に服従し続ける市当局の排除へと動き出す。翌4日には、カミュー・デュティユがマルセイユでの逮捕を逃れてブリニヨルに到着するが、ブリニヨルの山岳派結社の指導者らは、同結社の集会所の一つであったカフェ・プランに市内の主だった結社員たちを召集し、デュティユも交えて討議を開く。複数の結社員の証言によると、この場で、翌朝市庁舎への武装デモを行うことが決定された<sup>27</sup>。

<sup>27</sup> 結社員たちの供述によれば、この時、医師バルバリーは、蜂起に反対して、慎重な行動を求めるために使者をカフェ・プランに送って寄越しており、行動方針をめぐって、ブリニヨルの共和派指導層は分裂していたことが判る。

デモが決定されると、同晩のうちにコンスタンらは、周辺農村の山岳派結社の指導者たちに、翌朝武器を持って同市に結集することを指示した。周辺農村の結社指導者は自村の結社員を召集し、翌5日の朝、ル・ヴァル、ヴァンス、カンプス、ラ・セルの諸村と、ブリニヨル市域内の小集落レ・サンシエの住民たちが、ブリニヨル市内の「大通り」に結集した。ブリニヨルと周辺農村の住民から成る武装群衆は、コンスタン、ジローらを先頭に、太鼓を打ち鳴らし、三色旗を掲げて、市庁舎まで行進した。市庁舎では、コンスタンが「人民の名において」市庁舎の占有を市長ガルニエに言い渡すと、市庁舎前広場の群衆から、「共和国万歳!」「主権者たる人民 *le peuple souvain* 万歳!」の声があがる。市庁舎を占拠した蜂起指導者たちは、「市臨時委員会」を組織し、かつて普選で市長に選出された経歴を持つ医師バルバリーを臨時市長とすることを決定した。

市庁舎前広場の群衆にはパンと樽酒(ワイン)が振舞われたのち、周辺農村の住民たちはそれぞれの村へ引き上げたが、各村の秘密結社の指導者たちは、ブリニヨルでコンスタンやジローから郡役場所在地の例に倣うよう指示を受けており、村に戻るや武器を手にした村民を率いて既存の村庁を廃し、彼ら自身を村長や助役とする「蜂起委員会」などの名称の新村庁を設けている。同じ指示が、ブリニヨル市庁舎の占拠後、ブリニヨルから郡内各地に発せられたようだ。

ブリニヨル市庁舎の書記ドノーの証言によると、彼は市庁舎の主となったコンスタンらに手紙の写しを18通作成させられたが、その手紙では「農村コムюーンにブリニヨルでの蜂起の成功が伝えられており、これらのコムюーンにも郡役場所在地の例に倣うようにと促してあった」と述べており、もう1人の書記プラキエもほぼ同様の証言をしている。おそらく郡内各地の秘密結社指導者らに向けられたものであろうこれらの手紙が、実際に彼らの許に届いたかどうかは未確認だが、ブリニヨル市庁舎の占拠後から翌6日にかけて郡内に「市町村庁革命」が広がっている。

このように、ブリニヨル郡の場合、蜂起の展開に山岳派秘密結社の地域的なネットワークが重要な役割を果たしたことは疑い得ない。蜂起はこのネットワークを通じて地域の中核的小都市から農村へと波及している。だが、小都市と周辺農村とを結んだこの組織的連携には、両者の住民間の微妙な関係が影を落としている。ブリニヨルの指導部からの結集の「命令」に対する周辺農村結社の反応を検討してみよう。

ブリニヨルの北約4キロに位置するル・ヴァル村の結社指導者アミエル(皮なめし工)は、予審においてこう供述している。「[4日の晩]コンスタン氏が1通の手紙を持った2人の男をわたしの所に寄越しました。〔中略〕その手紙には、ブリニヨルの委員会は翌朝〔ブリニヨルの〕大通りに結集することを決定したから、わたし

たちが絶対に進軍しなければならないとあったので、わたしはどうしてもコンスタン氏に会いにブリニヨルに行かねばならなくなり、自分に与えられた命令とはまったく意見を異にすると彼に言いに出かけました。」アミエルは、カフェ・プランでコンスタンとジローに会い、自分の意見を述べ始めるや2人の怒りを買ったため、「譲歩せねばならないと理解し、従った」という。自分の消極性を強調することは、罪の軽減を目論んでの場合多かろうが、アミエルの場合、武装行動に躊躇の色を滲ませていたことは、他者の証言からも窺える。自村に戻ったアミエルは、セクション・リーダーたちに結社のメンバーをとある倉庫に集合させ、そこで翌朝ブリニヨルで行なわれるデモに自分たちも銃を持って参加することを伝えたが、銃の携帯については、「もしかしたら必要ないかも知れないが」と彼が付言したことをある結社員（キュルティヴァトゥール）は証言している。翌日150人近い隊列を率いてブリニヨルへやつてきたアミエルは、ブリニヨル市庁舎の占拠後、コンスタンから新しい村議会を設立するよう指示されるが、アミエル自身の言では、「わたしは選挙を待つべきだと彼らに指摘したのですが、コンスタン氏は選挙の必要はないとわたしに答えたのです」とのこと、ブリニヨルの指導部の実力行使の方針に対して、自分は「合法主義」の立場に立っていたのであることを法廷で主張している。また、ル・ヴァル村のある結社員（皮

なめし工）は、アミエルとジローとの間に次のような遣り取りがあったことを証言している。ブリニヨルに到着して間もなく、アミエルは、市庁舎を奪取したのちに郡役場と火薬庫も奪う計画であることをジローから聞かされると、こう言ったという。「それでは、あんたはわたしの考えていたのよりももっと先まで行ってしまう。そんなことをするのだと知っていたら、わたしは来なかつた。わたしは、わたしが率いてきた人たちと一緒にル・ヴァルへ帰る。」これに対して、ジローは「ピストルを握って」言い返す。「おまえは臆病者だ。帰りたきや帰るがいい。だが、ブリニヨルの市庁舎を奪つたら、われわれはル・ヴァルへ行き、痛い目に会わせてやるぞ」と。ル・ヴァルの結社は、結局はブリニヨルの指導部の「命令」どおりに行動はしたが、小都市と周辺農村との一見組織的な連携行動のうちにも実は緊張が内包されていた一例をここに見て取ることができるのではなかろうか。

ブリニヨルから北東約7キロに位置するヴァンス村の結社の場合は、ブリニヨルからの「命令」に従うか否かをめぐって、結社員の間に対立が生じている。同村の結社員ヴァントル（粉挽き）の供述によれば、4日の晩、「何をしなければならないのかを問い合わせにブリニヨルへ出かけていたフィレモン・ギエム〔同村の結社指導者オノレ・ギエムの息子〕が、全秘密結社員を翌朝進軍させよとの、指導者コンスタンとジローの命令をもってヴァンスに帰ってきた」

のち、同村の結社員たちが結社の集会所カフェ・カリクストに召集された。ここでブリニヨルからの「命令」が伝えられたが、「その命令に従うべきではないと考えていた者たちもいた」ために「激しい議論が交わされ」決着がつかず、ともかくもさらなる情報を得るために、ヴァントルも含めて4人の使者がブリニヨルに派遣されることになった。ブリニヨルのカフェ・プランのホールに通された4人に対して、「ジローが、ヴァンスからわざわざ来る必要はない。命令が出されたらそれに従えばよいのだと言い」、また「コンスタンもピストルを手にテーブルの上に立ち上がり、明朝来ない奴は、そいつの家まで探しに行ってやるぞ」と言った」という。キュルティヴァトゥールのベルヌの供述によると、4人がヴァンスの集会所へ戻ってコンスタンらの意向を伝えると、なおも村に留まるべきことを主張する者に対して、「行軍せぬ者には災いがあるぞ」と激しく憤った結社指導者ギエムのイニシアティヴで翌日の結集参加が決定され、5日朝には100人近い村民がブリニヨルへと向かったのだった。

クーデタへの対応をめぐっては、共和主義者全体のみならず、山岳派地下組織の内部でも、即座の実力行動と選挙を待つべきとする「合法主義」との間で葛藤があった。また、小都市の結社指導部から「命令」された武装結集に対して、村の結社指導者が慎重な態度を示したり、村内での激しい議論を経てようやく結集参加が

決定されたりした事例を見ると、小都市の結社指導部の周辺農村の結社員に対するヘグモニーは、決して強固なものではなく、緊張関係を内包した不安定なものであったことが窺われよう。農村結社員の間に、小都市の指導部に対して自立的な行動決定への指向が存在していたことをこれらの事例は物語っているように思われる。

周辺農村の結社員の武装動員に際して、ブリニヨルの結社指導者たちが脅迫的言辞を用いて動員を強要したという証言は他にもある。ラ・セル村の結社員でキュルティヴァトゥールのシャールによれば、ブリニヨルの指導者の一人エローが4日夜同村にやって来て結集への参加を求め、「もしわれわれが〔ブリニヨルに〕行かなければ、村を焼き払いに200人の者をラ・セルに寄越すとわれわれにはっきりと言った」と証言している。また、ブリニヨルでも周辺各村でも、結社の指導者や他の結社員たちによる強制によって蜂起に引きずり込まれたのだと供述している者は数多い。動員強制は民衆運動にしばしば見られる行動様式であり、こうした供述も罪の軽減を意図した言い逃ればかりとは限らないが、個々のケースで真偽の判断をつけるのはほとんどの場合不可能である。だが、動員強制による消極的な参加の供述がある一方で、自己を積極的な結集参加へと駆り立てた動機を洩らしている結社員の例も見出される。こうした供述で注目されるのは、ブリニヨルへの結集に積極的に参加した農村結社員の場合でも、その

動機は自己の村の枠を必ずしも越えていなかつたということだ。

ヴァンスの結社員フランドラン（キュルティヴァトゥール）は、既存の村庁を排除したのちに設けられた「蜂起委員会」に加わった理由をまず尋ねられて、「わたしらをあまりに悲しませていた村長イスナール氏に復讐するため」と答えたのち、今度はブリニヨルへの結集に参加した意図を尋ねられると、「ブリニヨル人たちがわたしらの村長を替えてくれるだろうと教えられていた」との答えを返しており、村政の変革への期待こそが郡役場所在地への結集に加わることへと彼を駆り立てた動機であったことを示している。同じ村の結社員ファーブル（キュルティヴァトゥール）も、ブリニヨルに武器を持って何をしに行ったのかと尋ねられると、「わたしらの村長を替え、村有地にこの上もなく大きな自由を与えてくれると約束したコンスタン氏とジロー氏の命令で」出かけたのだという返答をしており、このような返答のうちにも、「命令」に応じることで村長の交替と共同地用益権の獲得という自己の村における変革が実現するだろうという期待の存在を見て取ることができよう。郡役場所在地への武装結集に積極的に参加した農村結社員たちの場合でも、彼らの期待の地平は必ずしも自分の〈村〉というミクロ・コスマスを越えていたわけではなかった。換言すれば、この〈村〉が、それを超えた〈政治組織〉よりも強力な準拠集団として、農村結社員の態

度を規定していた事例がここに見出されよう。

農村結社員にとっての準拠集団としての〈村〉の強力さは、8日夜から9日未明にかけて、またもブリニヨルの結社指導部のイニシアティヴで、県北部で進軍中の蜂起軍に合流するために農村結社員の動員が行なわれた際に、今度はブリニヨルへの結集時よりも消極的な反応のうちに示されることになる。ヴァンス村の結社員で蒸留酒製造業者のブフによれば、この夜同村には「数人のブリニヨル人がやって来て、わたしらにドラギニヤンへ出発しろとの命令を出し、〔同村の結社指導者の〕オノレ・ギエムと一緒に、彼らは早鐘を鳴らさせ、非常呼集の太鼓を打ち鳴らさせて」村民を集めた。しかし、集まった村民に向けて結社指導者の息子フィレモンが村役場の窓から参加を煽り立てても、武器を手に村を出発したのは、30人にも満たなかった。またル・ヴァル村では、同村の結社指導者アミエルによると、この夜ブリニヨルを出発した蜂起団がル・ヴァルを通過した際に、コンスタン、ジロー、エローらブリニヨルの結社指導者たちがアミエルに、同村から援軍を出すか、少なくともアミエル自身が一緒に来ることを強要したが、自分は出発に応じず、40人ほどの男たちを招集して送り出したという。他の村民たちの供述によれば、この時出発したのは50人から200人までと人数に開きがあるが、いずれにしても、村を立った蜂起隊の士気は高くなかったようだ。キュルティヴァトゥールのルヴェルトゥガや同

じくキュルティヴァトゥールのグラドゥレの供述によると、同村の隊からは、進軍の過程でデュティユら蜂起軍の指導者たちが実際の戦闘も覚悟しているのを知ると、逃げ出す者も現れ出した。さらにアミエルが一旦は村から送り出した蜂起隊を呼び戻すために使者を送って寄越すと、押し留めようとするジローの制止を振り切って、ル・ヴァル村の蜂起軍参加者のほとんどが村へ帰ってしまったのである。あるいはまた、ラ・セル村の結社指導者プラシャ（パン焼き人）によれば、彼の許にはブリニヨルの結社指導者の一人エローが援軍の派遣を求めてきたが、プラシャを始め村の誰もこの要請には応じなかつたという。

すでに蜂起民が村庁を奪い、村レヴェルで山岳派の権力奪取が実現していたこの局面では、さらなる武装行動が村レヴェルでの変革の期待を農村結社員のうちに再び高揚させる可能性は小さかった。ブリニヨルよりもはるかに遠方の県都まで赴く不安や予想される軍隊との衝突への恐怖が、変革への期待を凌駕した。先に見たル・ヴァルの結社指導者アミエルの「合法主義」の立場にしても、おそらくそれは政治的信念以上に、村民を危険に巻き込みたくないという心情に基づくものではなかったか。〈政治組織〉と〈村〉の狭間で揺れ動いた彼は、最後には同じ村の仲間の安全を優先させ、一旦は蜂起軍へと送り出した村民を呼び戻す。ブリニヨル周辺の多くの農村結社員たちも、〈政治組織〉の人間と

して蜂起軍の隊列に加わることよりも、村に留まることや仲間と共に自分の村に引き返すことを、つまりは〈村〉の人間として行動することを選択したのである。供述において、農村結社員たちが、先にあげたヴァンス村のブフのように、行軍を要請したブリニヨルの結社員を「ブリニヨルの同志」とか「ブリニヨルの山岳派」などとは呼ばずに「ブリニヨル人」とのみ称しているのも、〈組織〉の人間としてよりも〈村〉の人間としての意識の表れのように思われる。〈村〉の内と外という二分法の世界観に基づく他者認識が結社員の間になお抜き難く存在していたということではなかろうか。

すでに見たように、ブリニヨル地域では、中核的小都市と周辺農村とを結ぶ秘密結社の組織網が形成され、小都市の結社指導部が蜂起運動のイニシアティヴを取り、この組織の地域的ネットワークをルートとして小都市から農村へと蜂起が拡大波としてゆく様相が顕著に見て取れる。それは、一見マーガダントが提示した1851年蜂起の展開モデルを典型的に示しているかに見える。マーガダントは、地方小都市と周辺諸村落とを結ぶこうした組織網の形成を、彼が「プロト都市化」と呼ぶ現象——換金作物を中心とした局地的市場の形成による、地方小都市と周辺諸村落との調和的な相互依存関係の成立——から説明していることはすでに述べたが、この「プロト都市化」における都市と村との調和的関係をあたかもそのまま投影するかのように、

彼は都市の結社と農村の結社との関係をあまりに統一的・整合的に描いてしまっている。都市の結社指導部と周辺農村の結社とは組織編成上は階層的な関係に位置付けられたものの、いざ行動を起こす段となると、農村の結社員たちは、都市の指導部の「命令」どおりには必ずしも動いていないことをマーガダントは考慮していない。ブリニヨル地域の農村結社員たちは、ブリニヨルの住民と連携した〈政治組織〉と自己の〈村〉との間で揺れ動くが、多くの農村結社員においては、〈村〉がなお準拠集団として彼らの思考と行動を強く規定している。ブリニヨルの結社指導部のヘゲモニーは、この〈村〉の論理に取って代わるほどに強力ではなかった。多くの農村結社員は、この論理に基づいてブリニヨルからの「命令」の効果や危険性を独自に判断し、場合によっては、「命令」に応じないこともあったのである。

マーガダントはまた、すでに触れたように、政治組織と共同体的連帯との結合としてこの蜂起を捉えているが、この解釈は蜂起におけるローカルな集合行動の段階区分をしたうえで打ち出されている。蜂起の最初の段階は武装動員の予備段階だが、この段階で山岳派の秘密結社が決定的な役割を果たしたのであり、山岳派のローカルな指導者が、都市から農村へのメッセージの伝達、武装動員に向けての活動家の指揮、行動のイデオロギー的正当化を担った。だが、山岳派の活動家たちは、多くの人員を蜂起に動

員するため、早鐘や非常呼集の大鼓を打ち鳴らすという伝統的な民衆騒擾の回路を利用し、村や町の広場・街頭には「伝染的ムード」が生み出される。結社員以外の者も、村・隣人・若者集団などのローカルな社会的結合関係の伝染的影響力により、また共同体の誰もが蜂起の危険を共有せねばならないとの集合的な要求に基づく動員強制により、蜂起に引きずり込まれた。こうして、第二の群衆形成段階に至ると、集合行動は、政治組織よりも共同体的連帯を基盤とするようになる。そしてこの段階で、都市から村へ伝えられたスローガンや政治的アピールが農民の伝統的な心情や期待と融合すると共に、群衆の行動も、旧領主の館へ赴いてのパンとワインの要求など、農民一揆の伝統的なパターンを示す。次には県庁などへ出発する各コミュニティの蜂起隊の編成段階が来るが、この蜂起隊の指揮は、多くの場合山岳派のローカルな指導者が取ったとはいえ、結社のサブ・リーダーたち（セクション・リーダー等）は、小隊を指揮することもなくコミュニティ部隊の「兵卒」のうちに没してしまうのがしばしばであった。国民衛兵隊長や旧軍人に指揮が委ねられることもあり、総じてこの段階では、山岳派の組織よりも国民衛兵の編成という自治体の伝統や村民の軍隊経験が群衆の行動を支えていた。以上の説明から、マーガダントは、山岳派地下組織も、伝統的・共同体的な連帯も、それぞれ蜂起の異なる段階において蜂起のダイナミズムを支えたとして、

この蜂起における両者の共存を主張し、さらには先に見たように「反作用的」集合行動から「作用的」集合行動への過渡的現象としてこの蜂起を捉えたのである (Margadant, 1979, pp.231-232)。

だが、マーガダントの以上のような解釈はすでに指摘したように、山岳派地下組織それ自体が、すでに「作用的」要素と「反作用的」要素とが矛盾を伴いつつ交錯した複合構造を持っていたのであり、共同体的価値観や〈村〉意識を内包していたことを考慮に入れていない。蜂起の過程でそうした価値観や意識が表面化するとともに、組織外の民衆の運動参加によってそれがさらに増幅したと見るのがより適切であろう。

ただし、農村の山岳派秘密結社員において、しばしば〈政治組織〉への帰属意識よりも〈村〉への帰属意識の方が勝ったとしても、それは直ちに彼らの意識が「非政治的」であることを意味するものではあるまい。むしろそこには、〈地域性〉を特徴とするある「共和主義的精神」の存在が見て取れるのではないか。その点で、トウルヴ村の結社員プラシエ (キュルティヴァトゥール) の供述が興味を引く。彼は、共和国が攻撃された場合にはこれを守るという誓約を唱えて結社に加入したが、同村の結社指導者に対して、「共和国が攻撃された場合にこれを守ることをわたしが約束するのは、わたしの村の中ににおいてだけだ。わたしは余所へは闖いに行かない」と誓約の際に言明したと述べている。われ

われは、すでにして蜂起の行動主体の意識という問題領域に足を踏み入れている。章を改めてこの問題に取り組むことにしよう。

### 第3章 1851年蜂起の意識形態

#### 1 蜂起の論理と心理

1851年蜂起においては、大統領のクーデタに対する抵抗の論拠として、次のように規定された第二共和政憲法第68条と第110条が用いられたことは、夙に指摘されてきた (たとえば、Agulhon, 1973, p.179)。

68 条 共和国大統領が国民議会を解散したり、休会したり、または国民議会の権限の行使を妨害したりするために講じるいかなる措置も、大統領の特別背任罪 *crime de haute trahison* を構成する。以上の行為を行えば、それだけで大統領はその役職を失う。市民は大統領に対する服従を拒絶する義務を負う。行政権は当然のこととして国民議会に移行する。

110 条 国民議会は、当憲法と当憲法の認める諸法の寄託を、全フランス人の監督と愛国心に委ねる。(Godechot, éd., 1995, p.271, 277)

ブリニヨル地域でもそうであり、ヴァンス村の秘密結社指導者の息子フィレモン・ギエムは、同村の村民と共にブリニヨルの市庁舎奪取に加

わったのち、ブリニヨルのジローから「憲法の第68条と第110条が書かれた」文書を渡され、「こと同じことをするようにと言われた」と証言している。また市庁舎の書記プラキエの証言によると、ブリニヨル市庁舎で結成された「市臨時委員会」は、これらの条項に基づき、「ナポレオンが憲法を侵害したので、人民は直ちに彼に対して服従を拒絶しなければならない」と市民に訴える宣言を発している。

もっとも、この上記の憲法の条項は、大統領の職権喪失について規定しているだけで、地方当局の改変については触れていない。しかし、地方の山岳派指導者たちは、大統領に服従し続ける地方当局も同罪であって、大統領と共に失墜するのであり、地方当局の座は、共和政を擁護し、普通選挙の判断に従うことを表明する市民に明け渡さねばならないという論理を憲法から導き出した (Agulhon, *nouvelle éd.*, 1979, p.437)。したがって、この抵抗の論理はまた、「人民の権利（人民主権）の回復」を掲げることになる。ブリニヨルの市長ガルニエの証言によると、コンスタンは、市庁舎を奪った際に彼にこう言い渡したという。「憲法が侵害されたので、人民が自らの権利を行使し、人民が選ぶ市庁を設立する。人民の名において、市庁舎を占有する。」この時市長の傍らにいた助役ムテは、市長と異なる表現でコンスタンの言を証言しているが、ほぼ同様のコンスタンの論理を伝えている。ムテによれば、コンスタンの言はこうであった。「あ

なたの権限は消滅した。共和国大統領が憲法を侵害したのだ。あなたが彼から得ている権威は、もはや存在しない。主権者たる人民が自己の権利を回復する。」先にも触れたように、市庁舎がコンスタンらに委ねられることになると、市庁舎前の広場の群衆の間からも、「共和国万歳」の声と共に「主権者たる人民万歳」の声があがっている。そしてコンスタンらブリニヨルの蜂起指導者たちは、普通選挙で選出されながら政治的理由で市長を解任されたバルバリー医師を再び市長の座に据えたのであった。

こうした論理がブリニヨル周辺の農村の山岳派指導者たちにも伝えられ、村役場占拠の正当性根拠とされている。ジローから村庁の奪取を指示されてヴァンス村へ帰ったギエムは、武装した村民を率いて村役場へ赴く。彼は村長イスナールに対して、「侵害された憲法の名において、あなたの権限は消滅した」と言い渡し、さらに「人民の主権があなたを排除する」とも述べたと村長の作成した調書は伝える。また、トゥルヴ村の結社員プラシエ（キュルティヴァトゥル）は、同村の結社指導者レキエ（靴屋）が、6日ブリニヨルに出かけ、「帰ってくるといきり立っており、アラマン氏〔村長〕から村役場を奪いたがっていました」と証言しているが、村長アラマン（公証人）によれば、同日夜、レキエは、100人ほどの村民を率いて役場を占拠し、村長に対して、「憲法が侵害されたので、人民が自己の権利を回復する。人民の名において、あ

なたが職務を辞めなければならないことを通告する」と言ったという。以上のように、共和政憲法に基づいた抵抗の論理を示している点は、この蜂起の重要な特徴の一つであり、この特徴ゆえに、この蜂起を「デモクラシーの歴史の中でも特筆すべき事件」(西川, 1984, p.415)と評価することは、決して不当なことではない。

だが、地方の中核的小都市から周辺農村へと伝えられた、憲法に基づく抵抗の論理は、必ずしもそのままのかたちで農村住民に受容されたのではなかったように思われる。ブリニヨルから南東7キロの所に位置するフォルカルキ工村の場合を見てみよう。同村では、キュルティヴァトゥールのギオ兄弟に率いられた一団が、村役場を占拠して新村長と委員会を置いた。この時退けられた村長の報告によると、ギオらは、「われわれは人民だ。今選挙をやってきたところだ。あんたはもう必要ない」と村長に言った。村の有権者は120人もいるのに、おまえたちはわずか20人ではないかと村長が食い下がると、彼らは「われわれは主権者たる人民だ」と言い張るばかりだったという (Margadant, 1979, p.246) ここで留意されるのは、この農民たちの蜂起の論理には憲法についての言及がなく、もっぱら人民主権ばかりが正当性の根拠として持ち出されている点である。憲法に従う、あるいは憲法を擁護するという論理は、この農民たちにとって蜂起の本質的意味をなすものではなかったように思える。

農村の山岳派の指導者や活動家の一部は確かに蜂起において憲法擁護に言及しており (Margadant, 1979, p.245)、これは農村における新たな政治状況の現出を示すものと言えよう。だが、憲法を守るという論理の農村への広がりを過大視すべきではない。マーガダントによると、農村の蜂起指導者の大多数は、憲法擁護のスローガンを持ち出していないという (Margadant, 1979, p.245)。そもそも農民の大多数が憲法をまったく知らなかつたであろうという、アルプス地方についてのヴィジエの推測は (Vigier, 1963, t.2, p.330)、ヴァール県も含め他の蜂起地域についても当てはまるだろう。

多くの民衆にとって、蜂起が憲法擁護のための闘いという意味を持つものでなかつたしたら、ルイ＝ナポレオンのクーデタに対する抵抗という意味も希薄となる。その点で、以下のような供述が注目に値する。ラ・ガルド＝フレネ村のコルク栓製造工バラスは、尋問にこう答えている。「村の指導者たちによると、ナポレオンが人民を主権者にしたということなので、村役場が打倒され、〔政治的理由で解散させられた〕旧村委会が復活した時に、わたしも他の者たちと同様に加わったのです。」同村のやはりコルク栓製造工コルも、次のように答えていた。「〔同村の蜂起指導者の一人であるコルク栓製造工の〕アマルリックがわたしらに言ったのです。ナポレオンが人民に訴えた、彼は議会を解散した、すべての当局を変えねばならない、と。」

(Agulhon, nouvelle éd., 1979, p.438) また、カンプス村の石工ヴェルラクは、いかなる動機で 5 日朝ブリニヨルへ行ったのかと尋問されると、「共和国大統領から、すべての市町村会を、少なくとも人民にふさわしくない市町村会をえらとの命令が来たと教えられましたので」と答えている。

これらの供述に明らかなように、民衆は大統領の暴挙に対して抵抗するという意識で蜂起に参加したわけでは必ずしもなく、蜂起の正当性の根拠を「ナポレオンから人民への訴えかけ」に置いた者たちも存在している。彼らは、憲法からではなく、普通投票の復活を告げ、「共和政の運命を決定する権利を誠実に国民に委ねる」としたルイ＝ナポレオンのメッセージから、人民主権の行動論理を導き出した。12月2日のルイ＝ナポレオンのメッセージを「人民主権の回復」のアピールとする受けとめ方は、ナポレオン伝説が力を持っていた地域では、「民衆的ボナパルティズム」の潮流を強化することになろう。だが、1848年12月の大統領選挙の際にも、1851年夏の大統領の任期延長のために憲法改正を求めた請願運動の展開の際にも、ルイ＝ナポレオン支持の動きが高まりを見せなかったヴァール県にあっては<sup>28</sup>、ルイ＝ナポレオンへの積極的

支持が蜂起に参加した民衆に広く共有されていたとは考え難い。憲法擁護が多くの（とくに農村の）蜂起民衆にとって意味を持たなかつたと考えられる一方、ヴァール県の場合は、ルイ＝ナポレオンへの支持や期待が民衆を突き動かす大きな原動力となつたとも思われないのである。この地方において蜂起行動に出た民衆の多くを突き動かしたのは、おそらく「人民が主権者となつた」、「人民が権利を回復した」とのスローガンであつて、そのスローガンがそもそも依つて立つた根拠（憲法あるいはルイ＝ナポレオンのアピール）自体が多くの民衆に情動的反応を惹起する契機となつたわけではなかつたのではなかろうか。つまり、ルイ＝ナポレオンのクーデタそのものが彼らの感情を高揚させたのではなく、「人民が権利を回復した」というクーデタのもたらした結果こそが、彼らを蜂起行動へと駆り立てたのだと考えられる。

民衆が「主権者たる人民」という新たなアイデンティティで自己を認識するに至つたということは、民衆意識の重要な変化の側面を示す事象として注目されよう。もっとも、「人民主権」なる概念が、フランス人民全体の意志ではなくて、自分の村の住民集団の意志を表現するものとして農民に用いられていた事例をマーガダン

<sup>28</sup> 1848年12月の大統領選挙では、ルイ＝ナポレオンは全国で有効投票の74.2%を獲得して圧勝したが、ヴァール県では、得票率24%に留まつて同県首位のカヴェニヤックに2万票近い差をつけられ2位に甘んじた。しかも3位の急進共和派ドリュ＝ロランには4000票余りの票差に迫られた。ヴァール県におけるルイ＝ナポレオンの得票率は、同じくバス＝プロヴァンス地方に属する隣接のブーシュ＝デュ＝ローヌ県のそれ(20%)とともに

全国最低の数字で、同地方における1815年以来の反ナポレオンの伝統の連續性を窺わせる。ただし、1815年の反ボナパルティズムは王党派に結合したが、1848年のそれは共和派支持の方へシフトしている (Tudesq, 1965, p.253; Agulhon, nouvelle éd., 1979, p.293)。また、1851年夏の請願運動の際にも、ヴァール県の署名者数は、対有権者数で9.71% (プロヴァンス全体で7.2%)で、全国平均の14.7%を下回っている (Ménager, 1988, pp.108-109, 430-431)。

トは指摘しており (Margadant, 1979, p.249)、農村民衆の間では、このように伝統的な〈村〉意識に引き寄せた「人民主権」概念の受けとめ方は、おそらく稀ではなかったろう。しかし、〈村〉という準拠集団になお強く規定されていたにしても、村庁の改変という政治的事柄の決定を担うべき政治主体としての「人民」という自己認識を持つに至ったことは、農村民衆における新たな政治意識の形成を認めるに足る事象なのではないだろうか。

「人民が主権者となった」、「人民が権利を回復した」と伝える蜂起指導者たちの言は、今や自分たちがイニシアティヴを取る時が来たと感じる高揚感を民衆にもたらした。その高ぶりのなかで、民衆の行動は祝祭性を呈することになるだろう。4日、ル・リュック市域内の集落レ・マイヨンでは、女たちがファランドールの踊りの輪を作った。「人民が主権者なのだと教えられた時、わたしたち集落の女たちや娘たちは、集まってファランドールを踊りました」と「職人の家の娘」ソランジュ・ロンジョンは供述している (Agulhon, nouvelle éd., 1979, p.461)。ヴァール県の事例ではないが、南西部ドルドーニュ県のある農民にとって、蜂起は巨大なカーニヴァルに他ならなかった。彼は蜂起のさなか、こう叫んだという。「今日は俺たちが最強なのだ。なんとめでたいことか。究極のカーニヴァル、俺たちの農民の共和国がついにやって來た。なんと大きな祭りを俺たちは祝うのだろう。」

(Berenson, 1984, pp.214-215) レ・マイヨンの女たちの踊りの輪も、「人民が主権者となった」のであるからには、自分たちの求める「共和国」がついに到来したのだという歓喜の表現に他なるまい。こうした高揚感はまた、願望を即座に実現させようとする実力行動へ民衆を走らせました。すでに触れたように、ケールという町では、収税事務所が襲撃されたが、この行動を起こした群衆は、収税事務所へと向かうまでは、町の広場で、警察署長から奪った三色綬と町役場から奪った三色旗で飾った「自由」像を囲んでファランドールを踊っていたのである (Agulhon, nouvelle éd., 1979, p.433)。歓喜の輪舞に引き続いだ行なわれた収税台帳の焼き捨てという行動も、まさしく「旧体制の終焉を祝い火で迎えた」 (Agulhon, nouvelle éd., 1979, p.467)、祝祭としての蜂起行動であった。民衆は、精神的高揚のさなかに、新たな「共和国」の到来を夢想したのである。

## 2 「農民の共和国」とその宗教性

農村民衆が来るべき新たな「共和国」についてどのような具体的なイメージを抱いていたかを理解するには、彼らが山岳派秘密結社の目的をどのように認識していたかを想起すれば十分であろう。租税改革（酒税の廃止、貧者への税負担の軽減など）、完全雇用あるいは高賃金の保証、国家銀行による低利融資、貧者への教育機会の提供、共同地や森林の用益権の回復あるいは共

同地の分配などの改革が期待され、また農村民衆の心性のうちに古くからある、国家権力からの農村共同体の解放の夢が来るべき「共和国」に託されてもいた。ヴァール県北西部の村ボーディナールの指物師ジョゼフ・ポンスの認識では、多数の村の住民たちの県都ドラギニャンへの進軍は、「すべてのコミューンの住民たちが、自分のコミューンに存在している不正の改革を要求しに行った」行動であった (Agulhon, nouvelle éd., 1979, p.365)。農村民衆が蜂起のさなかに到来を夢想した「共和国」とは、自分の村において彼らが「不正」とみなす行為や制度や関係がどの村からも一挙に払拭されると彼らに期待を抱かせた解放幻想であったといえよう。

この解放幻想の特徴として、それが宗教性を色濃く帯びていたことに注目しなければならない。ヴァール県の例ではないが、ドローム県の蜂起軍において、「捕虜」とされたグーラヌ村の司祭の証言によると、進軍する蜂起民の間からこのような声があがつたという。「なんてよい天気だ！ 神はわれわれの革命をどんなにお喜びのことか！」蜂起民が「蜂起の成功は神の恩寵の証し」と捉えていたことが、この証言から窺える (Vigier, 1963, t.2, p.333)。

そもそも山岳派運動においては、キリストが重要なシンボルとなっていた。たとえば、トルヴ村の皮なめし工オーギュスタン・キヴァルの供述によると、この村の山岳派秘密結社の入会儀礼は、儀式の主宰者（この村の結社指導者）

と新入会員との問答形式で行われ、問答が終わると、主宰者はこう述べて儀式を締め括ったという。「山岳党のキリスト Christ de la Montagne の名において、私はあなたを兄弟として結社に迎える。」また、ヴァール県で当局によって押収された山岳派の歌のなかに、「団結—食卓の歌」と題されたプロヴァンス語の歌があるのだが、この歌の最後の一節は次のような歌詞になっている。

共和主義者よ、もう悲しみはおしまいだ  
悲しみはみんなワインのなかに沈めてしま  
おう  
イエス・キリストがこう予言したじゃないか  
今日来なくとも、明日はやって来る  
農民の共和国が  
(Bellenfant, éd., 1978, pp.25-26)

目指すべき政治=社会体制を語る秘密結社内の会話のなかにも、キリストは登場する。ブリニョルのある秘密結社員の証言によると、結社の目的は「圧政を終わらせ、いたるところに平等主義的で社会主義的な体制を確立する」ことであったが、「これらの目的を論じるときに、われわれはいつもキリストや福音の話をしていました」という (Berenson, 1984, p.196)。ここには、新たな共和主義体制の確立を目指す政治的企図とキリスト教の宗教的倫理との結合が垣間見られる。

山岳派運動の宗教性については、エドワード・ベレンソンの優れた研究がある。以下、ベレンソンの研究に即しながら、山岳派運動の宗教性についてまろと述べてみたい。

ベレンソンによると、山岳派のイデオロギーは、「カトリシズムの非正統的で本質的にポピュリスト的な解釈」を基盤にして形成されたものであった。彼のいう「ポピュリスト的」とは、民衆の苦難を除き、かれらの幸福の追求を第一義とするといった意味であろう。このポピュリスト的キリスト教においては、とくに平等と友愛の道徳原理が重視されたが、山岳派のイデオローグたちは、これらのキリスト教的道徳原理に基づき、現実の社会=経済を抑制なき競争、利己主義、人間による人間の搾取が横行する不道徳の場裡として批判し、新しい社会モデルを提示していった。彼らはまた、教会によってねじまげられていないキリストの原初のメッセージにこそ、彼らの目指す「民主的・社会的共和国」の基礎となる完全なる道徳規範が含まれていると説き、キリストを「最初の共和主義者」あるいは「社会主义の創始者」と位置付けた。そして、真に民主的な社会に不可欠の道徳的価値の普及を使命とした山岳派は、「キリストの使徒」になぞらえられた（Berenson, 1984, pp.x, 97-126）。

ベレンソンによれば、山岳派イデオロギーのこうした宗教性が、農村民衆の宗教心と共鳴したのであり、中産階級の山岳派イデオローグと

農村民衆という、社会的・文化的に相異なる集団に架橋したのは、宗教であったという。では、農村民衆のどのような宗教心が山岳派イデオロギーと共に鳴したのだろうか。

フランス革命後、教会の勢力は後退したが、それによって農村民衆が宗教的実践と信仰の放棄へと向かうことはなかった。彼らが向かったのは、「異教的形態とキリスト教形態の非正統的な混合」という信仰のあり方であった。そのことをもっとも顕著に示すのが、「七月王政の初期までに、中世以来未曾有の隆盛に至った」守護聖人崇拜である。守護聖人崇拜においては、豊作、人間や家畜の病気平癒、旱魃や冷害などの天災の終焉・回避などが祈願され、日常の不安の現世における解決への切望が表明された。そこには呪術的因素が含まれ、聖的・超自然的な力が現実的な利益をもたらすものと信じられた。また、守護聖人に捧げられた祭りにおいては、ミサや宗教行列のような宗教的儀式ばかりでなく、ダンス会、競技会、宴会などの陽気な行事も祭りを構成する重要な要素であった。宗教行列にはにぎやかな楽隊による演奏が伴うことも少なくなく、踊りながら聖人像を担ぎ歩く場合もあった。農村民衆は聖と俗とを区別せず、宗教的祝祭を厳粛であると同時に陽気なもの、靈的であると同時に現世的なものとみなしていた。こうした守護聖人崇拜に代表される農村の民衆宗教については、19世紀前半を通じて、多くの司祭がこれに不満を表す文書を残している。司

祭たちは、農村民衆が、現世利益、日常的な必要のために神を求めるなどを嘆く。それは、オルレアン司教区のある司祭が 1850 年に記したところによれば、「彼ら〔村の住民〕は、自分たち自身のために作り出した神を信仰している」ということに他ならないことであった。守護聖人祭についても、司祭たちは、「異教的伝統」(たとえば司祭による家畜の祝福)を取り除き、聖と俗の分離をはっきりさせ、この祭礼は聖職者によって統御された規律ある厳粛なものであるべきだと考えたが、司祭が守護聖人祭から「異教的伝統」や俗なるものを排除しようとする行動に出れば、教区住民の反発を招いた。つまり、聖職者たちの嘆きは、農村の民衆が宗教の意味やその実践方法を聖職者の手を離れて自ら決定しようとすることにあった。聖職者たちの嘆きから浮かび上がってくるのは、19 世紀前半における農村民衆の信仰の「ポピュリスト的で原初的に民主的な性格」なのである (Berenson, 1984, pp.37, 54-67)。

こうした農村民衆の宗教にあっては、キリストは彼らと同じつましき民衆の息子と捉えられ、民衆にとってカトリシズムは、彼らによく似た 1 人の男の苦難と功徳に基づく信仰として「貧者の宗教」となった。農村民衆は、教会から自立的に観念した「ポピュリスト的キリスト」をすでに信仰していたのである。山岳派のプロパガンディストたちが、農村民衆のこうしたイエス信仰を共和主義的なイメージで覆ってゆくこ

とになろう。さらにまた、すでに述べたように、農村民衆は、宗教が現世において現実的利益をもたらし、この世における生活の向上の可能性を約束するものだと信じていた。こうした信仰心が、民主的・社会的共和国による現世救済の理想と共鳴する。山岳派のプロパガンディストたちは、民主的・社会的共和国は、民主的諸制度の導入を通じて、キリスト教の約束の多くを現世に実現できると説いたのである。ベレンソンによれば、初期カトリシズムの教義を基礎としたイデオロギーを通じて、山岳派のプロパガンディストたちは、農村民衆のポピュリスト的宗教心を民主的・社会主義への傾倒へと変容させたのだという (Berenson, 1984, pp.71-73)。だが、このことは、民衆の側から見れば、彼らが自らの宗教心のうちに民主的・社会主義のイデオロギーを取り込んだということにもなろう。農村民衆が自らの宗教心のうちに山岳派のイデオロギーを取り込んだのであればこそ、第二共和政下に彼らは守護聖人祭やキリスト聖体節などの宗教的祭礼を好んで彼らの政治的情念の表現の場とした。彼らは、宗教行列において「白〔保守派〕を倒せ、赤万歳」と叫んだり、「山岳派イエス」と書かれた肖像画を掲げたりし、ダンス会の会場には従来の聖人に替わって山岳派の政治家たちの肖像画を飾ったりしたのである (Berenson, 1984, pp.207-208, 213)。

第二共和政期の共和主義は、ベレンソンの詳細な研究が明らかにしているように、その宗教

性に特徴がある。では、山岳派運動の宗教性は、農村民衆の心性にどのような変化をもたらしたであろうか。2点のことが考えられる。

一つに、これはベレンソンも指摘していることだが、政治活動による危険に進んで身をさらそうとする者が数多く出現し、そこには大義への高度に宗教的な献身という心的態度の形成が見て取れるということである。「神の名において、神の御旨と一致して行動しているという信念」こそが、「かくも多くの共和主義者に屈せず革命的熱情を燃やし続ける勇気を与えたもの」であったとベレンソンはいう (Berenson, 1984, p.104)。だが、こうした心的態度の形成は、ミリタンと呼び得るような活発な活動家たちには当てはまろうが、より広汎な民衆の場合はどうだろうか。ミリタンが農村社会に多数出現したこと自体、第二共和政期の重要な変化だが、政治活動による危険に進んで身をさらす献身という心的態度の広がりを過大に考えることはできないであろう。

広汎な民衆への広がりという点でより重要な思われる原因是、「神の名において、神の御旨と一致して行動しているという信念」が、自分は誇るに足る存在なのだという矜持の念を民衆の心のうちに生んだのではないかということだ。この宗教的矜持の念が、名望家への服従から脱却して自立的に意思決定する民衆を生み出すのを寄与したであろう。だから、蜂起の過程で表出した「主権者たる人民」という意思決定する民

衆としての自己認識も、根底においては宗教的矜持に支えられたアイデンティティであったと考えられる。

#### 結びにかえて——「政治化」と呼ぶべきか

第二共和政下において宗教的矜持が自立的に意思決定する民衆を生むのに寄与したと考えるとき、非常に興味深い文章がある。それは、アギュロンの研究を検討するに当たり、「人格承認要求」という観点を導入している小田中直樹の文章だ。以下に引用しよう。

そもそもアギュロンが着目したのは、人格的で温情的な支配と服従の関係であるパトロネジにもとづく社会関係であるパートナリズムに覆いつくされた農村部の只中から、それに抗して意思決定する民衆が出現したことだった。そこにはなんらかの断絶があったはずだと彼は考え、それを政治化と称した。…フランスに即していえば、パートナリズムがもたらす利益がどれほどのものであっても、それが人格承認要求に反する場合には、合理性に反しても批判しなければならないのだ。そして、第二共和制期に普通選挙制度が導入されたことにともなって人格承認要求が噴出するという事態こそ、アギュロンが見出し、政治化と呼んだものだったのではないか、と私は考えている (小田中, 2002, pp.154-155)。

「人格承認要求」とは「われもまた人間として認めよ」との要求であろうが、人間としての自尊心の表明でもある。山岳派運動に加わるなかで、農村民衆は、「神の名において、神の御旨と一致して行動している」者としての誇りを抱くようになり、自らの自尊心を強めた。大衆民主主義の時代が到来した第二共和政下、選挙への大衆動員を志向した山岳派運動のなかで、広汎な農村民衆が抱くようになった宗教的矜持は、彼らの人格承認への希求を強めたであろう。こうして強化された人格承認への希求が、名望家への服従に抗して意思決定する民衆を大量に生み出したのである。

このように、小田中による「人格承認要求」という観点の導入は、宗教的色彩の濃い山岳派運動が農村民衆にどのような変化をもたらしたかという問題を考えるうえで、示唆に富む。だが、第二共和政期に人格承認要求が噴出した事態を指して「政治化」と呼ぶことは適切であろうか。

パトロネジ（パトロナージュ）に基づくパターナリズムは、確かに名望家と民衆との間の支配と服従の関係であるが、両者の互酬関係に基づくローカルな政治システムでもある。このシステムにおいては、民衆は受動的存在ではなく、名望家から庇護、援助、温情的措置ができる限り引き出すために戦略を行使する。この戦略の行使が民衆における「政治」であった。だが、パターナリズムが農村社会において支配的であ

った王政復古期・七月王政期においても、共同体的諸権利をめぐっての名望家との対立というかたちで、散発的ながら農村民衆の人格承認要求は姿を現した。また同時期において、ブルジョワのサークルとは別個に、農村民衆がシャンブレなどの独自のアソシエーションを結成していたことは、人格承認要求の原初的な行動と捉え得る。第二共和政期になると、山岳派運動が生み出した宗教的矜持に支えられて、人格承認要求は広汎に高揚する。農村民衆にとって、パターナリズムに抗して意思決定を行い、人格承認を求めることが新たに「政治」となった。そして、1851年蜂起は、農村民衆にとって、「主権者たる人民」という自己認識に基づいた巨大な人格承認要求の行動であったといえよう。要するに、なお多くの場合〈村〉という準拠集団が農村民衆の思考と行動の枠組みであり続けながらも、彼らにおける「政治」の意味が変化したのである。第二共和政期における人格承認要求の噴出という事態は、「政治化」の問題としてよりも、政治文化の変容の問題として考える方が適切であろう<sup>29</sup>。第二共和政は短命に終わつたが、農村民衆の政治文化の変容という点から見れば、間違いなく一つの画期をなす時代であ

<sup>29</sup> 政治の一般的定義としては、「人間集団における秩序の形成と解体をめぐって、人が他者に対して、また他者と共にに行う営み」（『大辞苑』）という定義を私は採用する。民衆は歴史のなかで常にこの営みの当事者であり、したがって常に政治的存在であった。ただし、民衆の属する政治文化は、ときにはゆっくりと、ときにはフランス革命のように劇的な勢いで、変化してきたのである。歴史学が捉えるべきはこうした政治文化の変化であって、その変化を表現するのに「政治化」は適切ではない。歴史研究の用語としては、「政治化」という誤解を招く用語を使用しないことを考えてみてよいのではないか。

った。

### 引用文献

- 小田中直樹「一九世紀フランスにおける農村民衆の「政治化」をめぐって」『土地制度史学』第118号、1988年。
- 『フランス近代社会 1814～1852—秩序と統治』木鐸社、1995年。
- 『歴史学のアポリア』山川出版社、2002年。
- 木下賢一「第二共和政と第二帝政」、柴田三千雄・樺山紘一・福井憲彦編『世界歴史大系 フランス史3』山川出版社、1995年。
- 工藤光一「移行期における民衆の「ソシアビリテ」—アンシャン・レジーム末期のバス=プロヴァンス地方農村社会—」、『社会史研究』8号、1988年。
- 「フランス近代農村史研究からの若干の考察」、二宮宏之編『結びあうかたち—ソシアビリテ論の射程—』山川出版社、1995年。
- 西川長夫「一八五一年一二月の農民蜂起—忘れられた農民反乱の復権—」、同『フランスの近代とボナパルティズム』岩波書店、1984年。
- 「一八四八年革命とフランスの農民」、阪上孝編『一八四八—国家装置と民衆—』ミネルヴァ書房、1985年。
- 横原 茂『近代フランス農村の変貌—アソシエーションの社会史—』刀水書房、2002年。

- Agulhon, Maurice, *La République au village. Les populations du Var de la Révolution à la II<sup>e</sup> République*, Paris, 1970 ; nouvelle éd., Paris, 1979.
- , *1848 ou l'apprentissage de la république 1848-1852*, Nouvelle histoire de la France contemporaine 8, Paris, 1973.
- , "La résistance au coup d'Etat en province. Esquisse d'historiographie", *Revue d'histoire moderne et contemporaine*, 21, 1974.
- Bellenfant, Michel (éd.), *Le coup d'Etat du 2 décembre du Var*, textes réunis et présentés par Michel Bellenfant, Nice, 1978.
- Bercé, Yves-Marie, *Croquants et nu-pieds. Les soulèvements paysans en France du XVI<sup>e</sup> au XIX<sup>e</sup> siècle*, Paris, 1974.
- Berenson, Edward, *Populist Religion and Left-Wing Politics in France, 1830-1852*, Princeton, 1984.
- Blache, Noël, *Histoire de l'insurrection du Var en décembre 1851*, Paris, 1869 ; rééd., Paris, 1983.
- Chauvau, Frédéric, *De Pierre Rivière à Landru. La violence apprivoisée au XIX<sup>e</sup> siècle*, Paris, 1991.
- Constant, Emilién, *Le département du Var sous le Second Empire et au début de la III<sup>e</sup> République*, Thèse pour le Doctorat ès lettres, Université de Provence-Aix, 3 vols., 1977.
- Corbin, Alain, *Le village des cannibales*, Paris, 1990.
- , "Recherche historique et imaginaire politique. À propos des campagnes françaises au XIX<sup>e</sup> siècle", *La politisation des campagnes au XIX<sup>e</sup> France, Italie, Espagne, Portugal*, Actes du Colloque international organisé par l'École française de Rome ( Rome, 1997 ), Rome, 2000.
- Dessal, Marcel, "Le Complot de Lyon et la résistance au coup d'Etat dans les départements du Sud-Est", *Revue des révolutions contemporaines*, 188, 1951.
- Dupont, Charles, *Les républicains et les monarchistes dans le Var en décembre 1851*, Paris, 1881.
- Duteil, Camille, *Trois jours de généralat ou un épisode de guerre civile dans le Var (décembre 1851)*, Savone, 1852.

- Fournier, Victor, *Le coup d'Etat du 2 décembre dans le Var*, Draguignan, 1928.
- Gaudin, Pierre et Reverchon, Claire, "L'événement dans le légendaire historique ; l'exemple de la résistance au coup d'Etat de Louis-Napoléon Bonaparte dans la Drôme", in Centre Méridional d'Histoire Sociale, *L'événement* ( Actes du colloque organisé à Aix-en-Provence par le Centre Méridional d'Histoire Sociale, les 16, 17 et 18 septembre 1983 ), Aix-en-Provence, 1986, pp.203-212.
- Godechot, Jacques (éd.), *Les Constitutions de la France depuis 1789*, Paris, 1995.
- Huard, Raymond, "Une structure politique ambiguë : les sociétés secrètes quarante-huitardes dans le Midi de France", in Actes du colloque de Privas sur Histoire et Clandestinité, *Revue du Vivarais*, 1979.
- , *Le mouvement républicain en Bas-Languedoc 1848-1881*, Paris, 1982.
- Letrais, J. J., "L'insurrection dans le Var contre le coup d'Etat de 1851", *Bulletin de la Société d'études scientifiques et archéologiques de Draguignan*, t.12, 1967.
- Maquan, Hippolyte, *Trois jours au pouvoir des insurgés*, Marseille, 1852 ; rééd., sous le titre *Insurrection de décembre 1851 dans le Var, trois jours au pouvoir des insurgés, pensées d'un prisonnier*, Draguignan, 1853.
- Margadant, Ted W., *French Peasants in Revolt. The Insurrection of 1851*, Princeton, 1979.
- McPhee, Peter, *The Politics of Rural Life. Political Mobilization in the French Countryside 1846-1852*, New York, 1992.
- Ménager, Bernard, *Les Napoléon du peuple*, Paris, 1988.
- Mistral, Frédéric, *Lou Tresor Dóu Felibridge*, Aix-en-Provence, 1979.
- Pécout, Gilles, "La politisation des paysans au XIX<sup>e</sup> siècle. Réflexions sur l'histoire politique des campagnes françaises", *Histoire et Sociétés Rurales*, n°2, 1994.
- Price, Roger, *French Second Republic. A Social History*, London, 1972.
- Soboul, Albert, "La question paysanne en 1848", *La Pensée*, 1948.
- Ténot, Eugène, *La province en décembre 1851*, Paris, 1865.
- Tilly, Charles, "How Protest modernized in France 1845-1855", in William Aydelotte, Allan Bogue and Robert Fogel (eds.), *The Dimensions of Quantitative Research in History*, Toronto, 1972.
- , Tilly, Louise and Tilly, Richard, *The Rebellious Century, 1830-1930*, Cambridge, 1975.
- Tudesq, André-Jean, *L'élection présidentielle de Louis-Napoléon Bonaparte. 10 décembre 1848*, Paris, 1965.
- Vigier, Philippe, *La Seconde République dans la région alpine*, 2 vols., Paris, 1963.
- , *La vie quotidienne en province et à Paris pendant les journées de 1848*, Paris, 1982.
- Weber, Eugen, *Peasants into Frenchmen. The Modernization of Rural France, 1870-1914*, Stanford, 1976.
- , "The Second Republic, Politics, and the Peasants", *French Historical Studies*, 11-4, 1980.
- , "Comment la politique vint aux paysans", *The American Historical Review*, 87-2, 1982.